
新居浜市
高齢者福祉計画2012
(介護保険事業計画)(案)

平成24年3月

新居浜市

は じ め に

目次

第1章	計画の基本的考え方.....	1
1	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画期間及び見直しの時期.....	4
4	計画策定体制.....	5
5	基本理念及び重点目標.....	6
6	第5期計画の概要.....	8
7	日常生活圏域の設定.....	9
第2章	高齢者等の現状及び将来推計.....	10
1	高齢者人口等の状況.....	10
2	人口ピラミッド.....	11
3	要支援・要介護認定者の状況.....	12
4	日常生活圏域二区調査結果.....	13
第3章	高齢者保健福祉事業の推進.....	29
1	地域ネットワークの構築.....	29
2	生活支援(在宅福祉)の充実.....	35
3	認知症高齢者対策の推進.....	37
4	生活習慣病予防の推進.....	38
5	生きがいづくり・社会参加の推進.....	39
6	生活環境の充実.....	42
7	情報提供の充実.....	43
8	相談・苦情体制の充実.....	44
第4章	介護保険事業の推進.....	45
1	地域支援事業.....	45
2	居宅サービス量の見込みについて.....	57
3	施設サービス量の見込みについて.....	61
4	地域密着型サービス量の見込みについて.....	63
5	介護給付適正化について.....	67
6	介護保険サービス事業量と保険料の設定について.....	69
第5章	参考資料.....	72

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成23年4月1日現在、2,963万人となり、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は23.2%となっています。介護保険制度がスタートした年である平成12年4月1日現在の高齢者人口2,162万人、高齢化率17.1%と比較すると、高齢者人口で801万人の増加、高齢化率は6.1ポイント上昇しています。（総務省：人口推計各月1日現在人口から）

平成27年には、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）といわれる人たちがすべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期を迎えることとなります。

本市における平成23年9月末現在（住民基本台帳）の高齢者人口は、33,063人、高齢化率26.5%となっており、さらに本市の将来人口推計においては、団塊の世代がすべて65歳以上に該当してくる平成27年には、高齢化率が29.9%に達すると推計しております。

平成12年度に導入された介護保険制度は、制度施行後10年が経過し、今まで家族に依存していた高齢者の介護負担を社会全体で支えていく仕組みとして着実に定着してきました。

一方で、今後の人口減少下における急速な高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護現場で働く人材の確保等が喫緊の課題となっております。

平成24年4月1日に施行（一部公布日施行）された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者が住み慣れた地域でその能力に応じて日常生活を送ることができる「地域包括ケアシステムの確立」を理念として掲げ、日常生活圏域の範囲を中心として、「医療」「介護」「予防」「見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービス」「権利擁護」「住まい」などが適切に提供されるような地域体制を構築することで、高齢者が介護が必要な状態になっても施設入所ではなく、地域（在宅）の中で、安全に安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

本市におきましても「地域包括ケアシステムの確立」を目指し、「新居浜市高齢者福祉計画2009（介護保険事業計画）」の検証および見直しを行い、新たな計画として「新居浜市高齢者福祉計画2012（介護保険事業計画）」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

計画の法的位置づけ

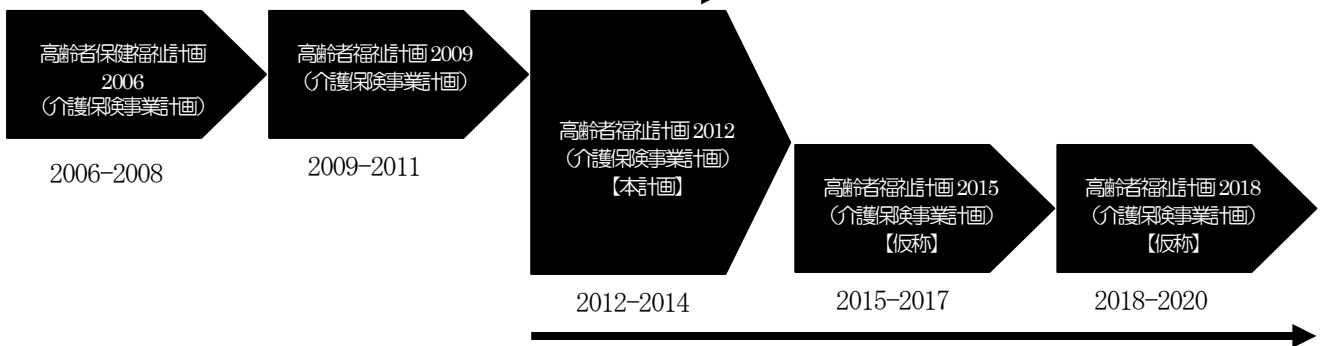
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を一体的に策定するものとなります。

計画策定の視点

本計画は、平成18年度（2006年度）、平成21年度（2009年度）に策定した「新居浜市高齢者保健福祉計画2006（介護保険事業計画）」「新居浜市高齢者福祉計画2009（介護保険事業計画）」の延長線上に位置づけられる計画として、平成26年度（2014年度）までの目標達成に向けた仕上げの計画になるとともに、高齢化が本格化する平成27年度以降に向けた「地域包括ケアシステムの構築」を見据えた、新たな視点での取り組みをスタートさせる計画という2つの視点を有しております。

本計画は、高齢者保健福祉計画2006、高齢者福祉計画2009の延長線上に位置づけられ、平成26年度（2014年度）までの目標を達成する仕上げの計画

平成26年度（2014年度）までの目標設定



高齢化が本格化する平成27年度（2015年度）以降における地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組

高齢化のピークを迎える時期に向け、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを見据えた、新たな視点での取組をスタートさせる計画

① 平成 26 年度までの目標達成に向けた計画として

本市では、平成 12 年度（2000 年度）の介護保険制度施行に併せて新居浜市高齢者保健福祉計画 2000（介護保険事業計画）を策定し、その後、平成 15 年度（2003 年度）、平成 18 年度（2006 年度）、平成 21 年度（2009 年度）に計画の見直しを行ってきました。

平成 18 年度の制度改正では、「制度の持続可能性」「明るく活力ある超高齢社会の構築」を基本においた抜本的な改革が行われ、①予防重視型システムの確立②施設給付の見直し③新たなサービス体系の確立④サービスの質の確保・向上⑤負担の在り方・制度運営の見直しが行われ、計画策定にあたっては、平成 26 年度（2014 年度）を見据えた目標を設定する事となっていました。

本市におきましても、平成 18 年度（2006 年度）を初年度とする新居浜市高齢者保健福祉計画 2006（介護保険事業計画）では、平成 26 年度（2014 年度）の高齢者介護のあるべき姿として、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げました。

平成 21 年度（2009 年度）には、この理念を引き継いだ、新居浜市高齢者福祉計画 2009（介護保険事業計画）を策定し、①生活習慣病予防及び介護予防の推進、②地域支援（地域ケア）体制の整備、③高齢者の尊厳の確保、④高齢者が社会で活躍できる環境づくり、⑤介護保険サービス基盤の整備といった、5つの重点目標を定めた事業展開を行っています。

本計画では、新居浜市高齢者福祉計画 2009（介護保険事業計画）の基本理念及び平成 27(2015)年の将来像を踏まえ、9 年間のまとめの期間として、高齢者が安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策を推進していきます。

② 高齢化のピークを迎える時期に向けた計画として

国においては、高齢化のピークを迎えるとされる2025年に向け「地域包括ケアシステム」の構築について、地域の実情に応じて重点的に取り組むべき事項を選択し、段階的に充実強化させていくこととしており、本市におきましても「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをスタートさせていくこととなります。

新居浜市高齢者福祉計画2009（介護保険事業計画）の計画期間（平成21年度から平成23年度）においては、施設入所待機者の解消を目指した積極的な介護保険施設・居住系サービスの基盤整備に取組み、各圏域に多くの地域密着型サービスが整備されました。

本計画期間における重点的に取り組むべき施策としては、引き続き「介護サービスの基盤整備」に取り組むとともに、認知症対策の視点を盛り込んだ「予防」「見守り」について積極的な取り組みを推進します。

また、その他の「医療」「生活支援」「住まい」等についても段階的な取り組みについて検討を行っていきます。

他計画との整合性

本計画は、「第5次新居浜市長期総合計画（平成23年度～平成32年度）」を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新居浜市地域福祉推進計画2011」、健康増進法第8条に基づく「元気プラン新居浜21」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行いました。



3 計画期間及び見直しの時期

本計画は、平成24年度（2012年度）を初年度とする平成26年度（2014年度）までの3年間を計画期間とします。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4期 事業計画	新居浜市高齢者福祉計画2009 (介護保険事業計画)					
第5期 事業計画			見直し 計画策定	新居浜市高齢者福祉計画2012 (介護保険事業計画)		

4 計画策定体制

本計画の策定は、「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」において、平成23年5月から平成24年●月まで計●回の審議を行いました。

この協議会は、公募委員をはじめ第1号被保険者、自治会、婦人会、老人クラブ等の住民代表や保健・医療・福祉の関係者にも委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

なお、会議は公開で傍聴の受付を行い、計画（案）については、平成23年●月●日から平成24年●月●日の間、本市ホームページと介護保険課、各公民館でパブリックコメント（意見聴取）を行いました。

5 基本理念及び重点目標

基本理念

【基本理念】

高齢者が安心して笑顔で暮らせるまちづくり

新居浜市高齢者福祉計画 2009（介護保険事業計画）では、2006年に定めた「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を引き続き基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。

「安心して暮らせる」環境については、地域密着型サービスの積極的な基盤整備等により、着実に推進してきています。

今後は、急速に進む高齢化社会に向け、従来の施策に併せて、高齢者の生活の質（QOL）の向上が重要であると考えます。

健康で生きがいを持った生活を送るなど、生活の質（QOL）が向上することにより、高齢者の『笑顔』が増えると考え、従来の理念に『笑顔』を加えた「高齢者が安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を目指します。

重点目標

基本理念の実現に向け、本計画では5つの重点目標を定めます。

【重点目標1】共に生き支えあう地域ネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、身近な地域の中で必要なサービスが受けられること以上に、地域内での住民相互の支え合い、見守り等（互助）、ボランティア等組織化された支え合い活動等（共助）が重要となります。

地域包括ケアシステムの構築に向け、健康づくり、介護予防事業、生きがいづくり等、自ら率先して取り組もうとする（自助）、自助をサポートする住民同士の支え合い（互助・共助）、介護サービス等の基盤整備、自助、互助・共助をサポートする各種施策等（公助）が有機的に結びついていけるよう地域ネットワークの充実を図ります。

【重点目標2】 住み慣れた地域での生活支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活するためには、日常のさまざまな場面におけるきめ細やかな支援が求められることから、地域で暮らす高齢者とその家族が安心して快適な生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実を図っていきます。

【重点目標3】 介護予防及び生活習慣病予防の充実

すべての高齢者が、いつまでも健康でいきいきとした生活を送る事ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指した重点施策として、「予防」を設定します。

本計画の基本理念「高齢者が安心して笑顔で暮らせるまちづくり」について、高齢者自身が健康である事が大前提となってくることから、生活習慣病予防から介護予防といった「予防」事業について、各ライフステージに即した施策を展開していきます。

【重点目標4】 高齢者の尊厳が保持される社会づくり

高齢化の進展とともに認知症高齢者も増加傾向にあり、認知症高齢者が様々な権利侵害や虐待にあう事例等も増加しています。認知症の方や、その家族が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、認知症サポーター等による地域の見守り体制の構築に努め、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組むとともに、高齢者虐待の早期発見・早期予防に取り組みます。

【重点目標5】 適切で効果的な介護サービスの充実

平成21年度から平成23年度において、施設入所待機者の解消を目的とした地域密着型サービスの積極的な基盤整備を推進してきました。本計画期間につきましても、高齢化のピークを迎える2025年を視野に入れ、新たに創設されるサービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの導入や、施設・居住系サービス整備について、保険料額とのバランスを見極めながら、計画的な基盤整備に取り組めます。

介護職の有資格者及び資格取得希望者への支援とハローワーク等との連携を強化します。

6 第5期計画の概要

本計画期間では、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し「介護サービス」の充実に引き続き取り組む事とし、地域密着型サービスの基盤整備を行います。

また、「予防」「医療との連携」についても一層の取り組み強化を図る事で、生活習慣病予防から介護予防まで一貫した予防事業を展開するとともに、生きがいづくりにも取り組む事で高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指します。

「見守り」についても互助、共助、公助の役割を明確にした地域連携を推進します。

これら「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策として、本計画期間において以下の高齢者保健福祉事業、介護保険事業に取り組みます。

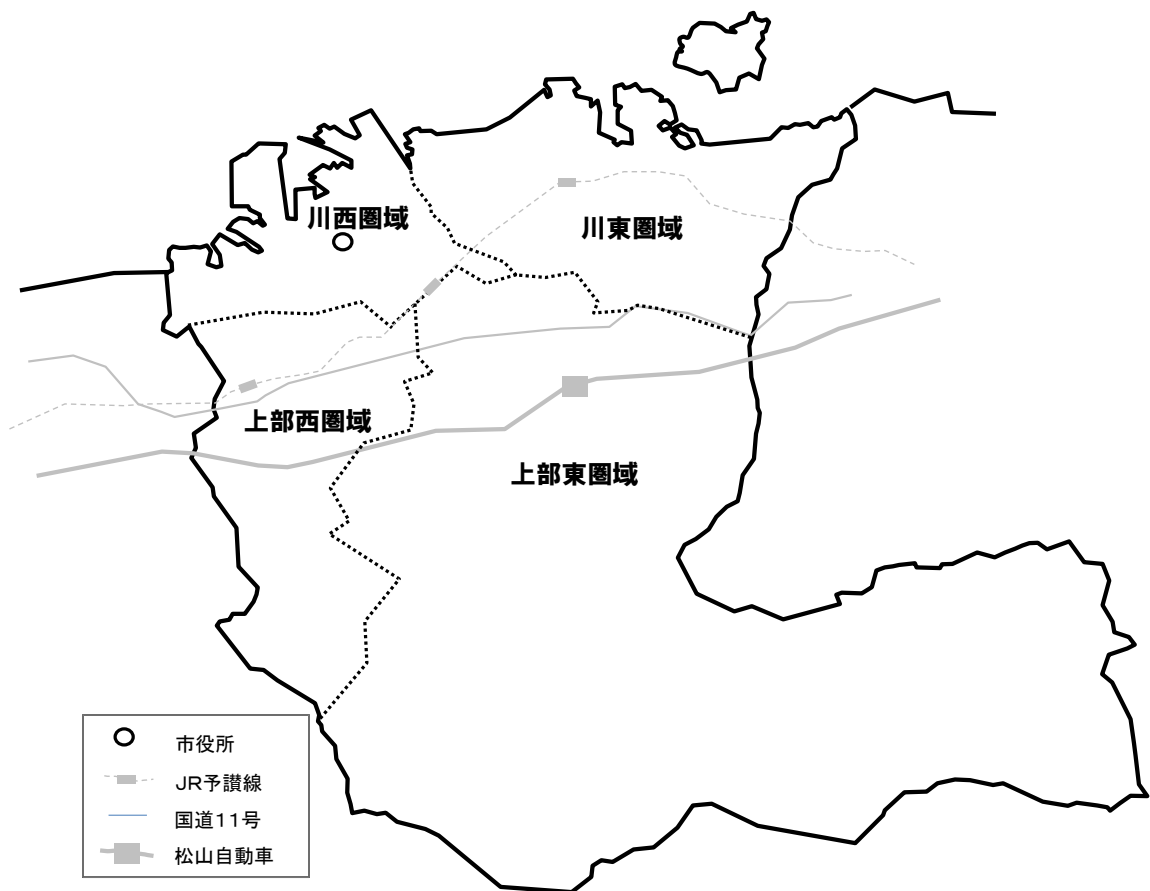


7 日常生活圏域の設定

国においては、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたっては、概ね30分以内で活動できる範囲としています。

本市では、高齢者人口や地域における様々な活動単位等を考慮して、引き続き「川西圏域」「川東圏域」「上部西圏域」「上部東圏域」の4つの「日常生活圏域」を設定します。

各圏域単位で、施設サービス等の整備を進めるとともに、高齢者の保健・福祉・医療の向上のために必要な援助を行ったり相談に応じる、地域包括支援センターを市役所内に設置し、各圏域における相談窓口として協力機関（ブランチ）を市内に9か所配置しています。



第2章 高齢者等の現状及び将来推計

1 高齢者人口等の状況

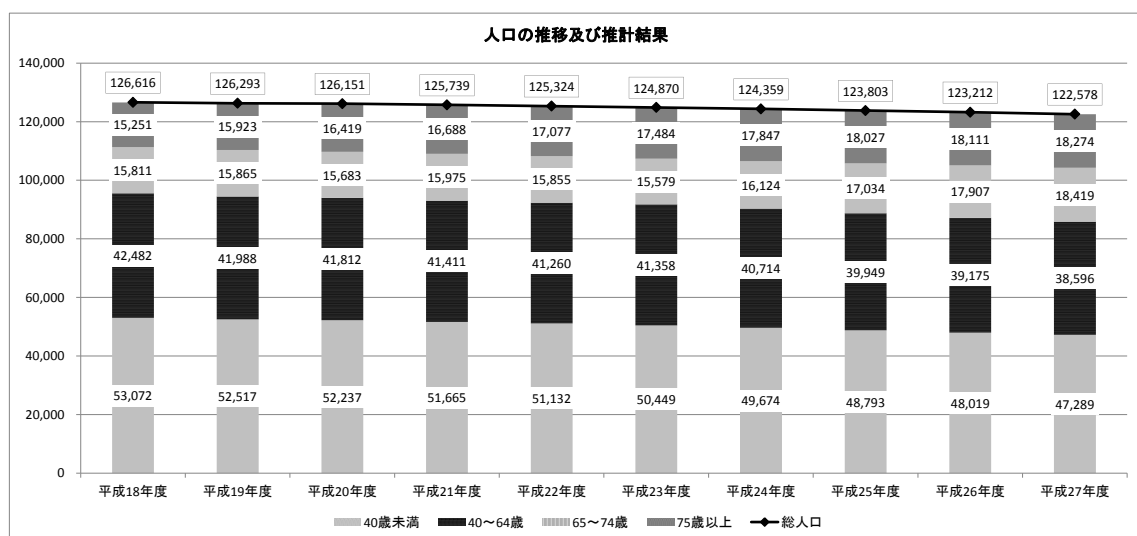
本市の総人口は、平成18年度は126,616人から平成23年度124,870人にかけて1,746人減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は、平成18年度31,062人から平成23年度33,063人と2,001人増加し、高齢化率も2ポイント上昇しています。

本計画期間における人口推計結果では、団塊の世代の高齢化に伴い、平成24年度から平成27年度にかけて総人口は減少する一方、高齢者人口はますます増加することとなり、団塊の世代がすべて65歳以上に達する平成27年度の高齢化率は、29.9%に達する見込みとなっています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
40歳未満	53,072	52,517	52,237	51,665	51,132	50,449	49,674	48,793	48,019	47,289
40～64歳	42,482	41,988	41,812	41,411	41,260	41,358	40,714	39,949	39,175	38,596
65～74歳	15,811	15,865	15,683	15,975	15,855	15,579	16,124	17,034	17,907	18,419
75歳以上	15,251	15,923	16,419	16,688	17,077	17,484	17,847	18,027	18,111	18,274
【再掲】65歳以上	31,062	31,788	32,102	32,663	32,932	33,063	33,971	35,061	36,018	36,693
65～69歳	8,138	8,268	8,238	8,581	8,517	7,979	8,426	9,352	9,902	10,480
70～74歳	7,673	7,597	7,445	7,394	7,338	7,600	7,698	7,682	8,005	7,939
75～79歳	6,580	6,823	6,891	6,777	6,848	6,840	6,769	6,642	6,572	6,527
80～84歳	4,635	4,833	5,052	5,209	5,248	5,329	5,547	5,587	5,519	5,576
85歳以上	4,036	4,267	4,476	4,702	4,981	5,315	5,531	5,798	6,020	6,171
総人口	126,616	126,293	126,151	125,739	125,324	124,870	124,359	123,803	123,212	122,578
高齢化率	24.5%	25.2%	25.4%	26.0%	26.3%	26.5%	27.3%	28.3%	29.2%	29.9%

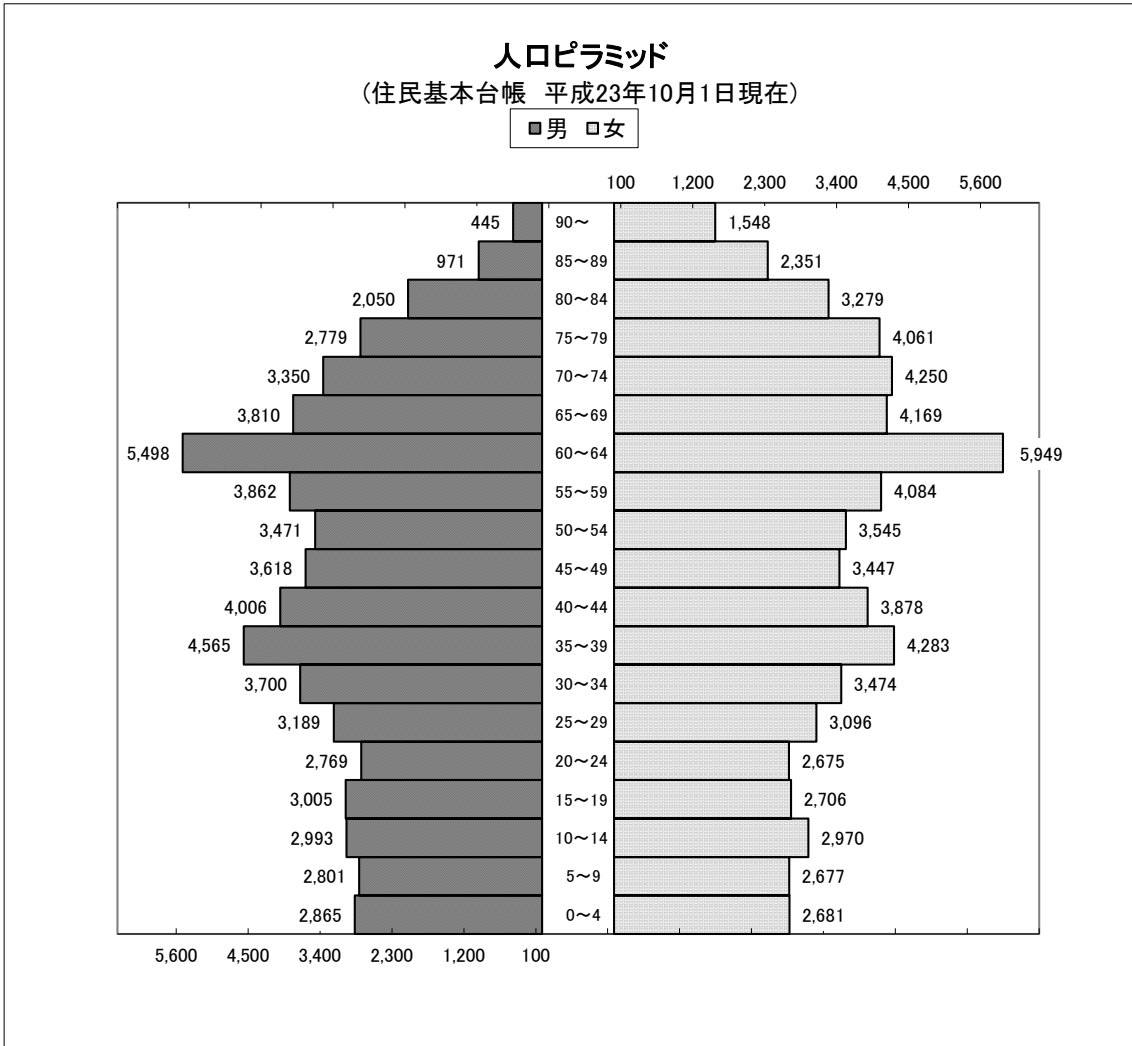
（平成18年度～平成23年度は各年10月1日現在住民基本台帳）

（平成24年度以降は、コーホート変化率法による推計結果）



2 人口ピラミッド

本市の平成23年10月1日現在の年齢階層別人口の状況では、団塊の世代（60～64歳）の人口が最も多くなっています。



3 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は平成18年度6,778人から平成23年度7,549人と771人増加しています。

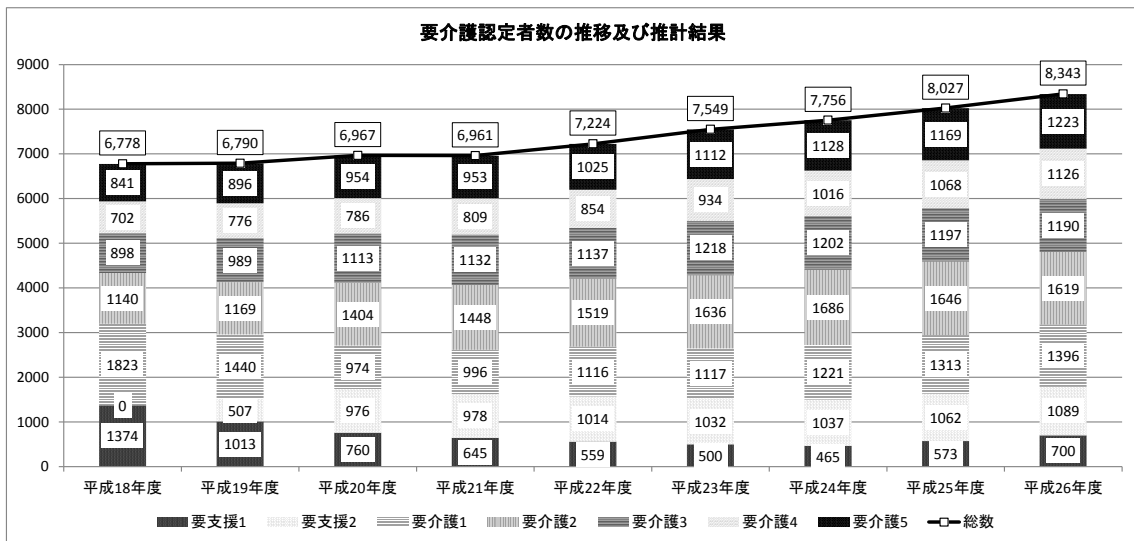
介護度別にみると、要支援1認定者は減少傾向にありますが、要介護3から要介護5の重度認定者が増加している傾向にあります。

本計画期間における要介護認定者の推計結果では、今後も要介護認定者が増加することが見込まれており、介護度別にみると要支援者及び要介護1、要介護4、要介護5に該当する方が増加する見込みとなっています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	1374	1013	760	645	559	500	465	573	700
要支援2	0	507	976	978	1014	1032	1037	1062	1089
要介護1	1823	1440	974	996	1116	1117	1221	1313	1396
要介護2	1140	1169	1404	1448	1519	1636	1686	1646	1619
要介護3	898	989	1113	1132	1137	1218	1202	1197	1190
要介護4	702	776	786	809	854	934	1016	1068	1126
要介護5	841	896	954	953	1025	1112	1128	1169	1223
総数	6,778	6,790	6,967	6,961	7,224	7,549	7,756	8,027	8,343

(平成18年度～平成23年度は各年10月1日現在実績)

(平成24年度以降は、ワークシートによる推計結果)



4 日常生活圏域ニーズ調査結果

地域に居住する高齢者ごとの課題や多様なニーズを的確に把握・分析し、より精度の高い計画策定を行うために必要とされている「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

今回行いました「日常生活圏域ニーズ調査」では、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することで、高齢者の利用意向の有無を問わず、リスクの裏返しとしての潜在的なニーズの把握を含めた、より広い意味でのニーズ調査となっています。

実施概要

対象者	本市にお住まいの65才以上の方 4,833人
調査期間	平成23年6月27日～平成23年7月15日
調査方法	郵送方式にて配布回収
回収件数/回収率	4,017件/83.1% (内、有効回答3,948件/81.7%)

調査項目について

本市においては、原則、国が示した日常生活圏域ニーズ調査項目にて実施しました。
ただし、必要と思われる項目を本市で独自に若干追加しています。

調査項目 【国】	①基本情報（世帯構成、疾病状況、お住まいの状況、所得の状況等） ②基本チェックリスト（介護予防事業の対象者把握を兼ねる） ③身体機能状況（運動、閉じこもり、転倒、口腔、栄養、うつ、認知症等） ④日常生活状況（ADL（食事・排泄・入浴・移動等）、IADL（買い物・洗濯・金銭管理・薬の管理等）、社会参加リスク） など
調査項目 【市追加】	①生きがい等について ②緊急避難場所について ③買い物について ④交流、見守り、支え合いについて ⑤介護保険制度等について

留意点

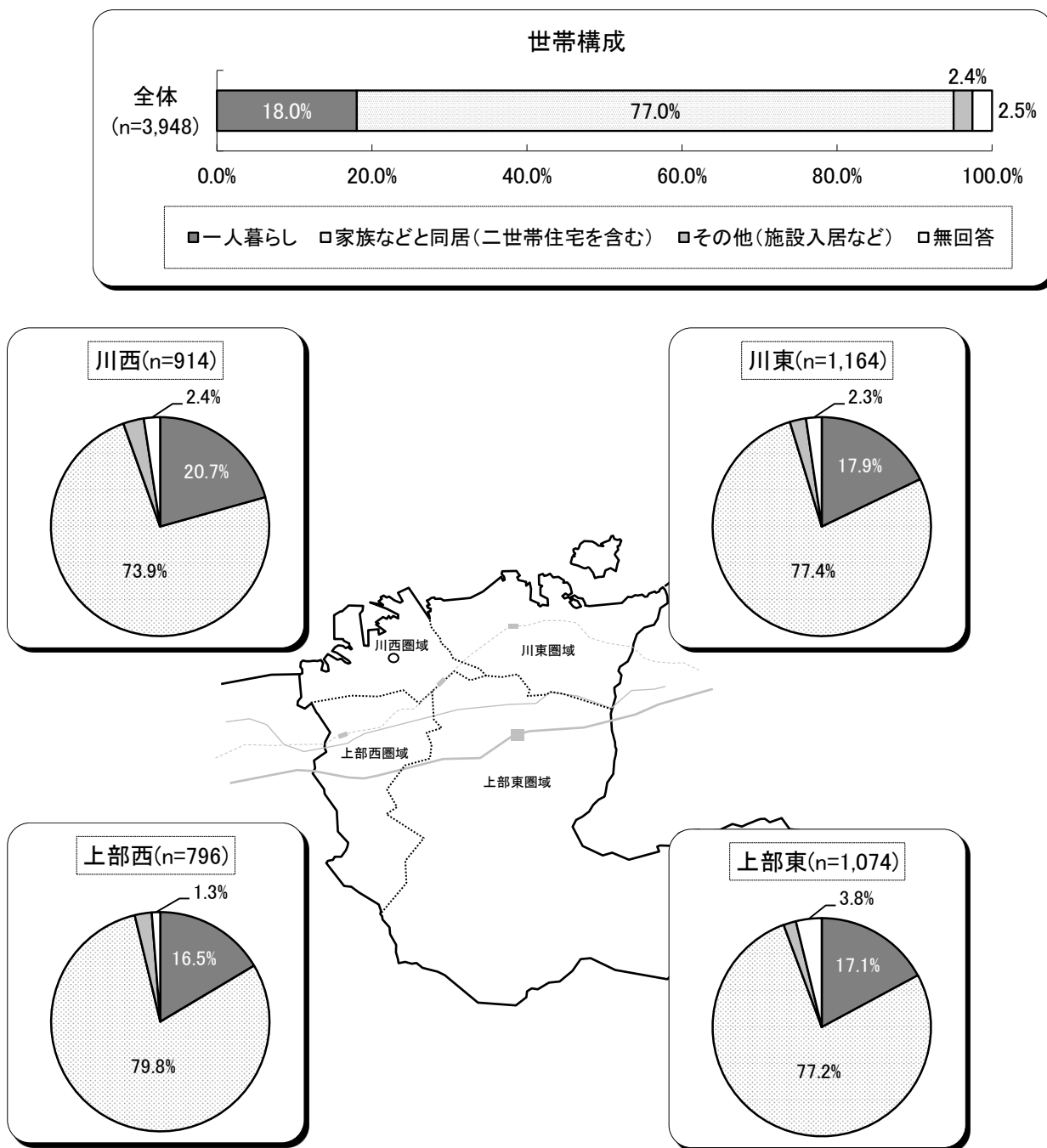
1. 百分率による集計では、回答者数を100.0%として算出し、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
2. 複数回答の場合、百分率の合計が100.0%を超える場合があります。
3. 単数回答の場合も「無回答」を除き、100.0%とならない場合があります。

調査結果について

① 世帯構成について

アンケート結果より世帯構成を確認すると、新居浜市全体で「一人暮らし」18.0%、「家族など同居」77.0%となっています。

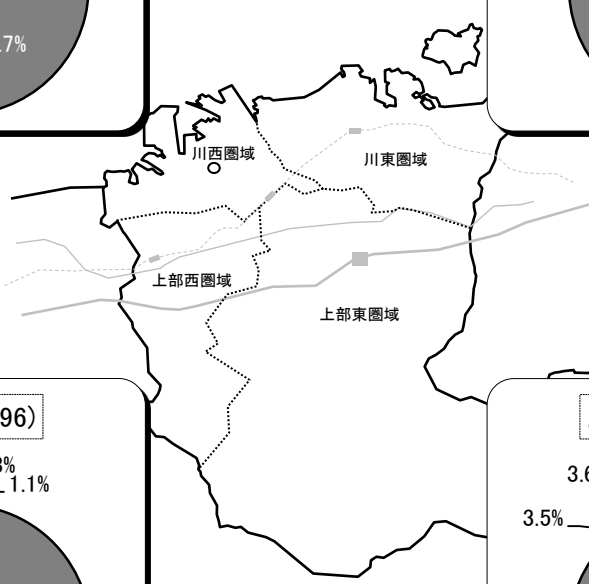
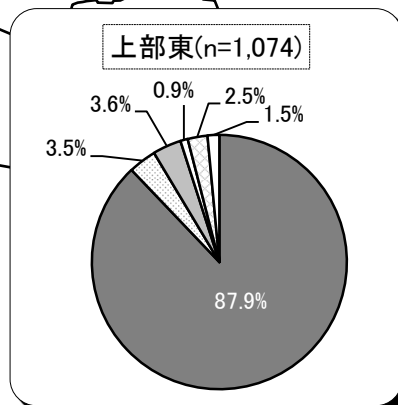
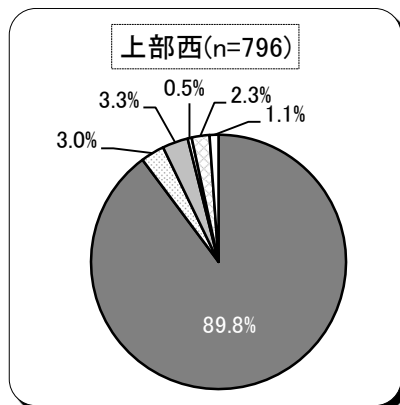
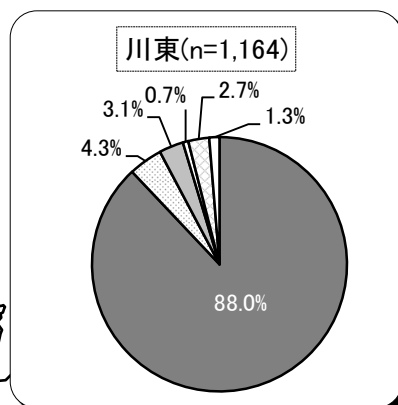
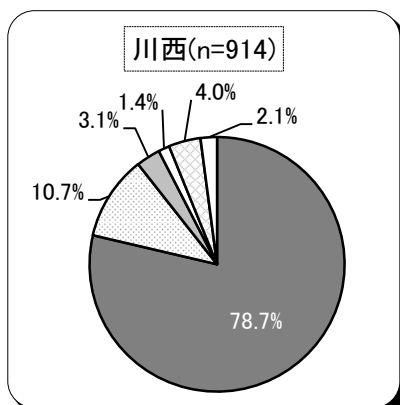
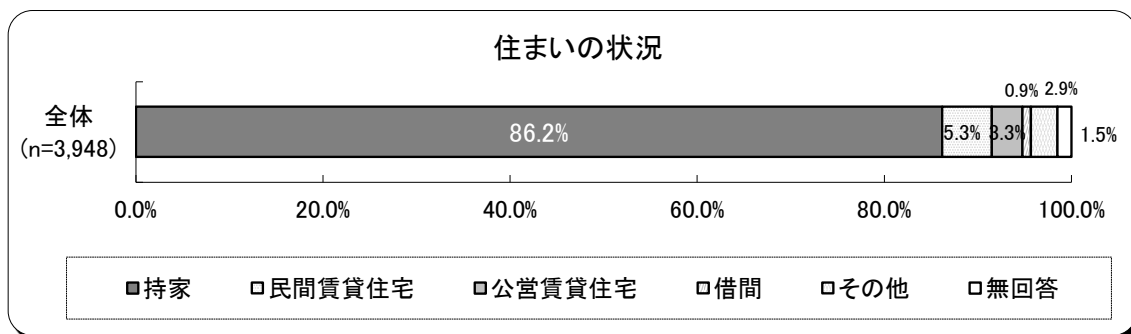
圏域別に見る一人暮らしの状況では、川西圏域（20.7%）が最も多く、次いで、川東圏域（17.9%）、上部東圏域（17.1%）、上部西圏域（16.5%）となっています。



② 住まいの状況について

アンケート結果より住まいの状況を確認すると、新居浜市全体で「持家」86.2%、「民間賃貸住宅」5.3%、「公営賃貸住宅」3.3%、「借間」0.9%となっています。

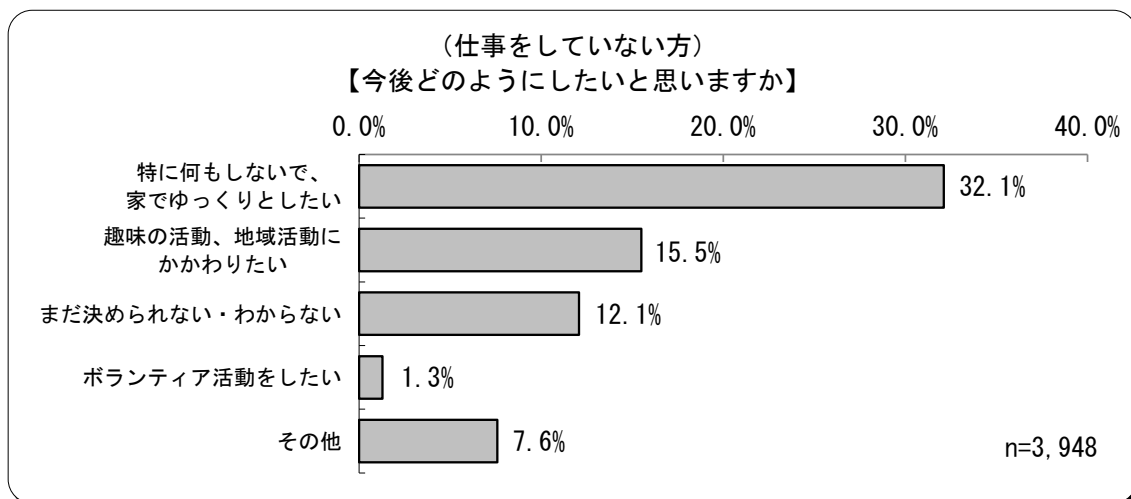
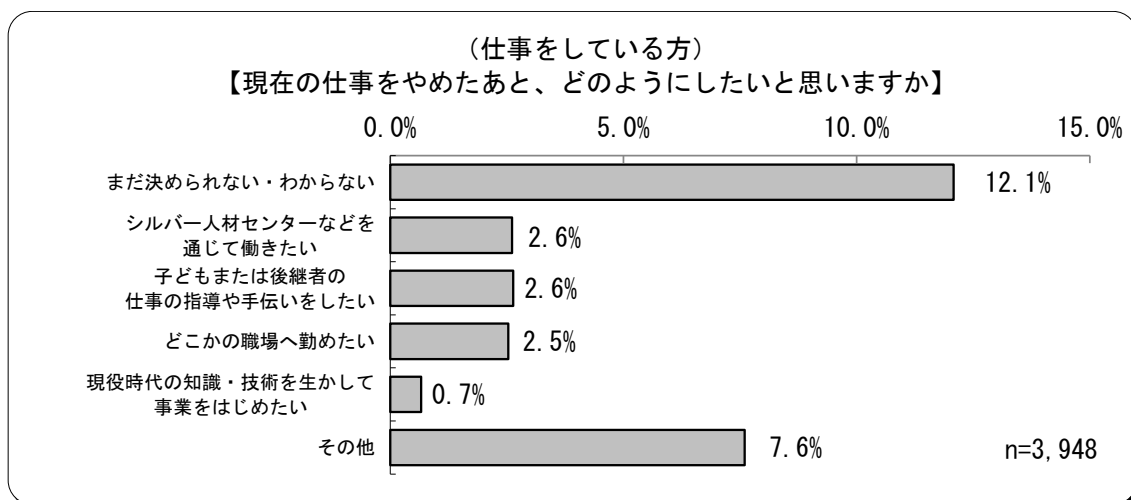
圏域別に見る持家の状況では、上部西圏域(89.8%)が最も多く、次いで、川東圏域(88.0%)、上部東圏域(87.9%)、川西圏域(78.7%)となっています。



③ 今後の生活について

仕事をしている方は現在の仕事をやめたあと、仕事をしていない方は今後どのようにしたいと思うかたずねると、仕事をしている方は「まだ決められない・わからない」が12.1%と最も多く、次いで、「その他」7.6%、「シルバー人材センターなどを通じて働きたい」2.6%、「子どもまたは後継者の仕事の指導や手伝いをしたい」2.6%、「どこかの職場へ努めたい」2.5%、「現役時代の知識・技術を生かして事業をはじめたい」0.7%の順となっています。

仕事をしていない方は、「特に何もしないで、家でゆっくりとしたい」32.1%、「趣味の活動、地域活動にかかわりたい」15.5%、「まだ決められない・わからない」12.1%、「ボランティア活動をしたい」1.3%、「その他」7.6%の順となっています。

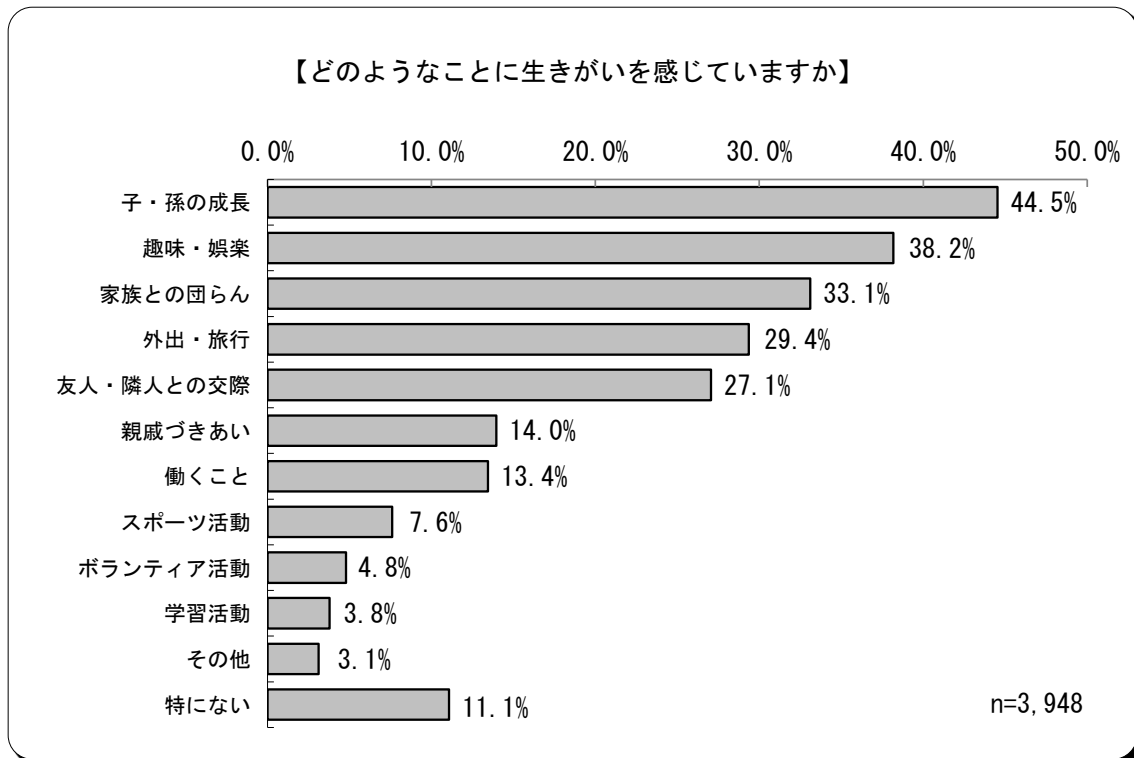


【その他の意見】

- ・畑仕事、家庭菜園をしたい
- ・スポーツ、カラオケ、カメラなどの趣味を楽しみたい
- ・友人と旅行をしたい
- ・ボランティアをしてみたい 等

④ 生きがいを感じることにについて

どのようなことに生きがいを感じているかたずねると、「子・孫の成長」44.5%が最も多く、次いで、「趣味・娯楽」38.2%、「家族との団らん」33.1%、「外出・旅行」29.4%、「友人・隣人との交際」27.1%と答えた方が多くなっています。



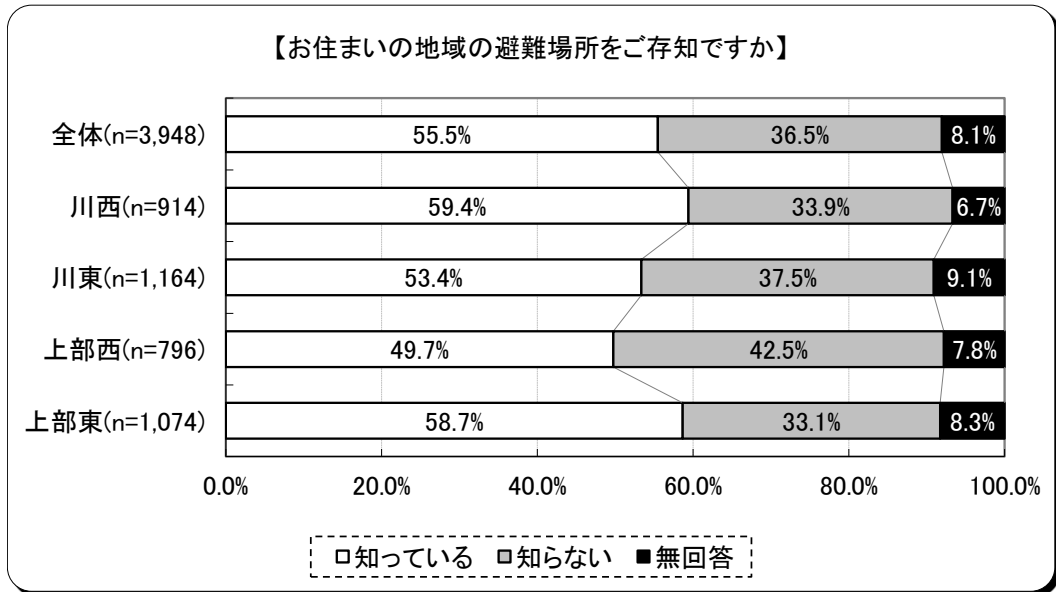
【その他の意見】

- ・デイサービスなど施設での活動
- ・宗教関係
- ・畑仕事や家庭菜園
- ・読書やスポーツなど趣味活動 等

⑤ 緊急避難場所について

お住まいの地域の避難場所を知っているかたずねると、全体では「知っている」55.5%、「知らない」36.5%となっています。

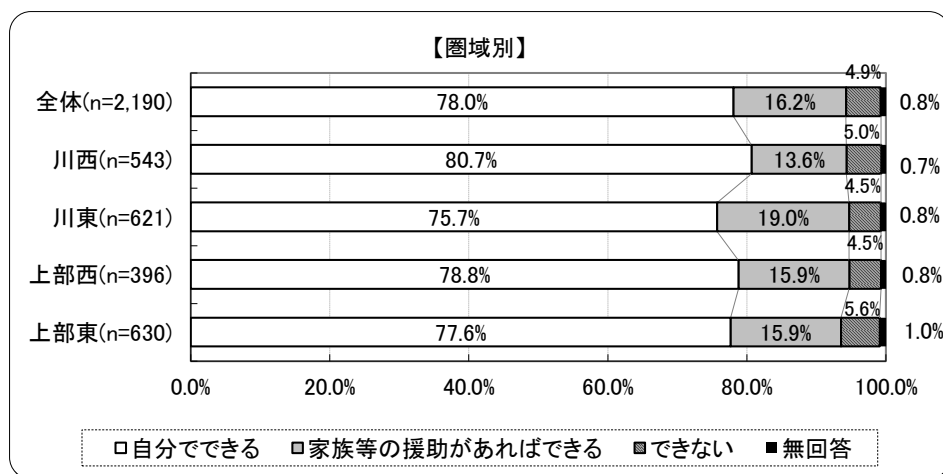
「知らない」と答えた方を圏域別にみると、上部西圏域が42.5%と最も多くなっています。次いで、川東圏域（37.5%）、川西圏域（33.9%）、上部東圏域（33.1%）となっています。



◆避難場所までご自身で避難することができますか◆

お住まいの地域の避難場所を「知っている」と答えた方に、避難場所までご自身で避難することができるかどうかたずねると、全体の78.0%の方が「自分でできる」と答えており、次いで、「家族等の援助があればできる」16.2%、「できない」4.9%の順となっています。

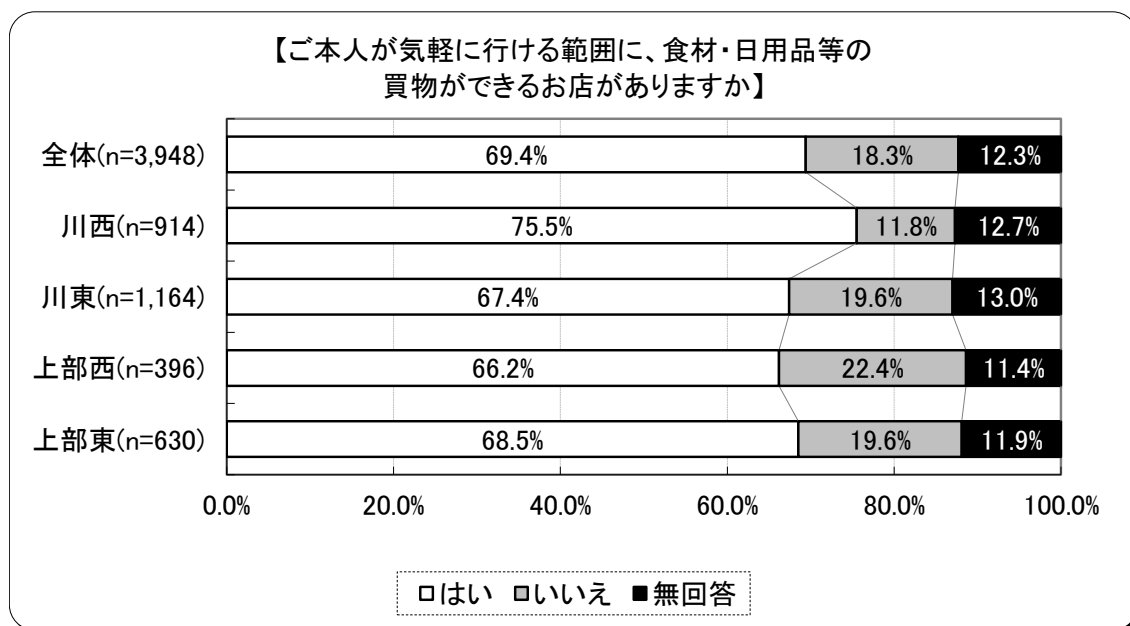
避難場所までご自身で避難することが「できない」と答えた方を圏域別にみると、上部東圏域(5.6%)が最も多く、次いで、川西圏域(5.0%)、川東圏域(4.5%)、上部西圏域(4.5%)の順となっています。



⑥ 買い物について

お住まいのご近所（あて名のご本人が気軽に行ける範囲）には、食材、日用品等の買物ができるお店があるかたずねると、全体では「ある（はい）」69.4%、「ない（いいえ）」18.3%となっています。

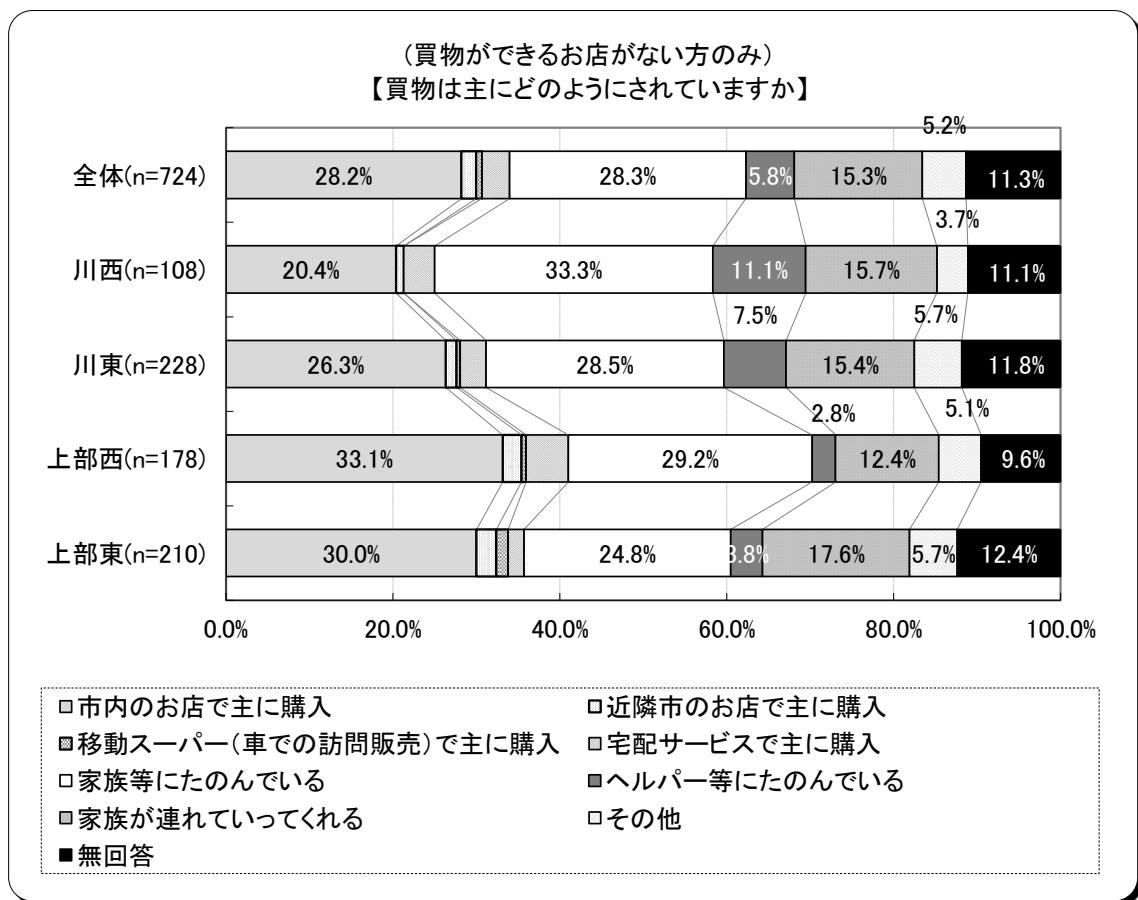
「ある（はい）」と答えた方を圏域別にみると、川西圏域（75.5%）、上部東圏域（68.5%）、川東圏域（67.4%）、上部西圏域（66.2%）となっており、川西圏域は食材、日用品等の買物ができるお店が多いことがわかります。



◆買物は主にどのようにされていますか◆

お住まいのご近所には、食材、日用品等の買物ができるお店が「ない(いいえ)」と答えた方に、買物は主にどのようにしているかたずねると、「家族等にたのんでいる」28.3%と答えた方が最も多くなっており、次いで、「市内のお店で主に購入」28.2%、「家族が連れていってくれる」15.3%の順となっています。

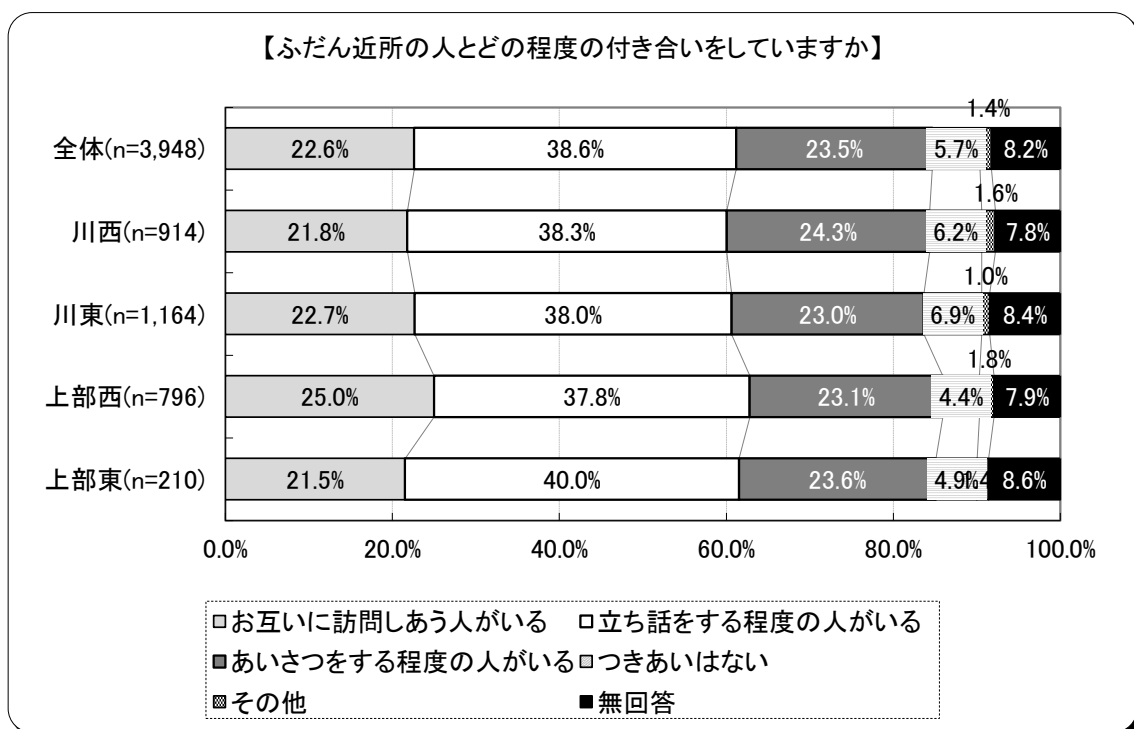
圏域別にみると、川西圏域・川東圏域は「家族等にたのんでいる」、上部西圏域、上部東圏域は「市内のお店で主に購入」と答えた方が最も多くなっていきます。



⑦ 近所づきあいについて

ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているかたずねると、「立ち話をする程度の人がいる」38.6%が最も多く、次いで、「あいさつをする程度の人がいる」23.5%、「お互いに訪問しあう人がある」22.6%、「つきあいはない」5.7%の順となっています。

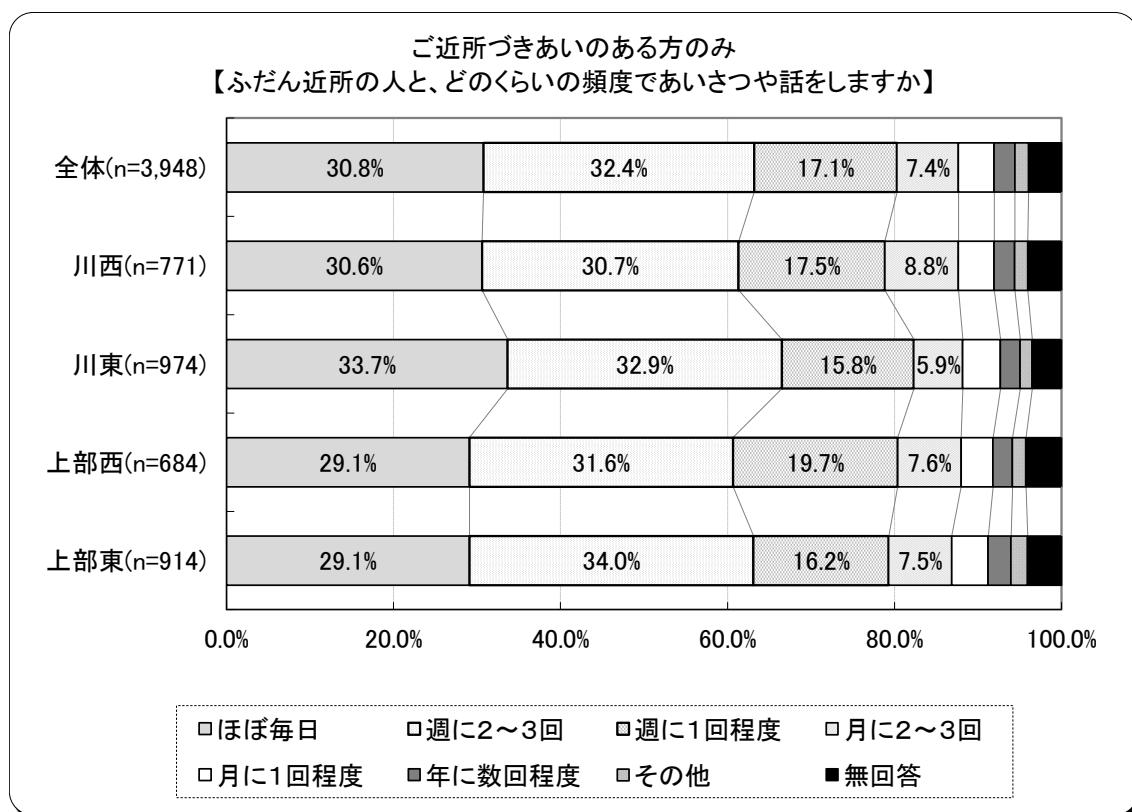
圏域別にみると、いずれも「立ち話をする程度の人がいる」と答えた方が最も多くなっています。次いで、川西圏域・川東圏域、上部東圏域は「あいさつをする程度の人がいる」、上部西圏域は「お互いに訪問しあう人がある」と答えた方が多くなっています。



◆ふだん近所の人と、どのくらいの頻度であいさつや話をしますか◆

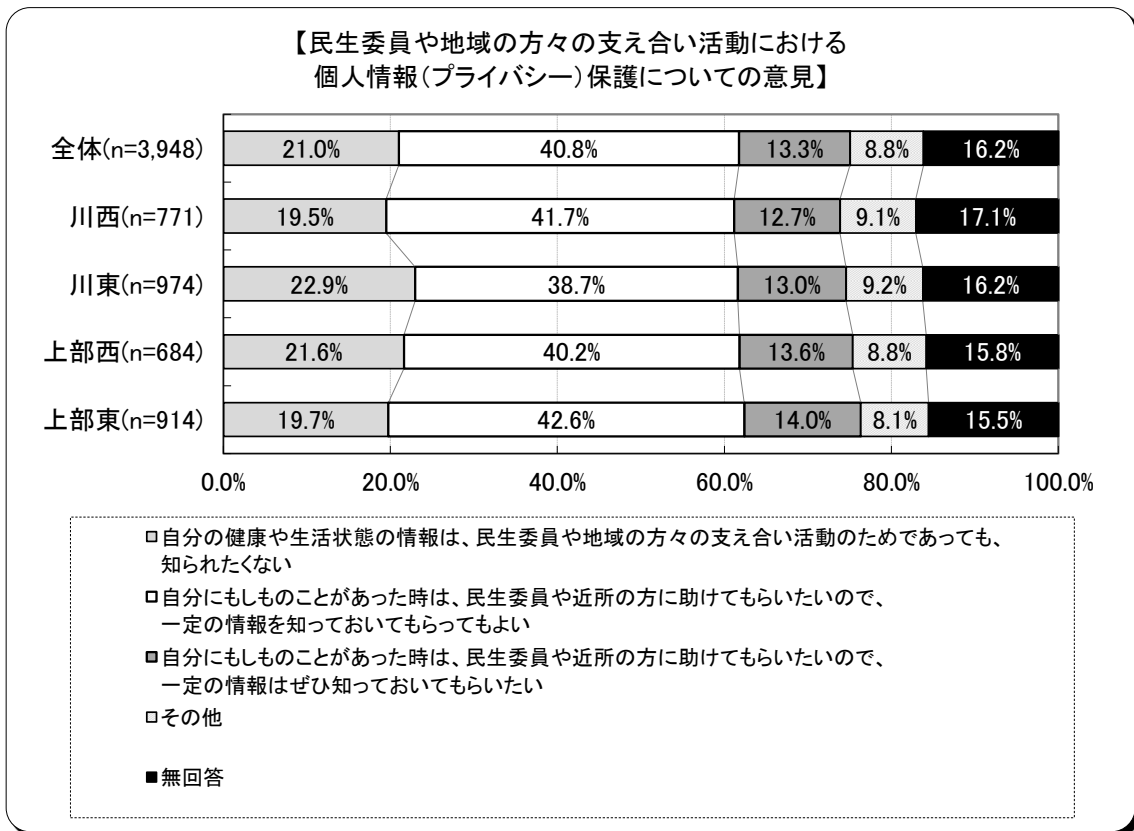
近所付き合いについて、「立ち話をする程度の人がいる」「あいさつをする程度の人がいる」「お互いに訪問しあう人がある」と答えた方に、ふだん近所の人と、どのくらいの頻度であいさつや話をするかたずねると、「週に2～3回」32.4%と答えた方が最も多くなっており、次いで、「ほぼ毎日」30.8%、「週に1回程度」17.1%の順となっています。

圏域別にみると、川西圏域・上部西圏域・上部東圏域は「週に2～3回」、川東圏域は「ほぼ毎日」と答えた方が最も多くなっています。



⑧ 個人情報（プライバシー）保護について

民生委員や地域の方々の支え合い活動における個人情報（プライバシー）保護について意見をたずねると、「自分にもしものことがあった時は、民生委員や近所の方に助けてもらいたいで、一定の情報を知っておいてもらってもよい」40.8%が最も多く、次いで、「自分の健康や生活状態の情報は、民生委員や地域の方々の支え合い活動のためであっても、知られたくない」21.0%、「自分にもしものことがあった時は、民生委員や近所の方に助けてもらいたいで、一定の情報はぜひ知っておいてもらいたい」13.3%の順となっています。圏域別にみても同様の結果となっています。



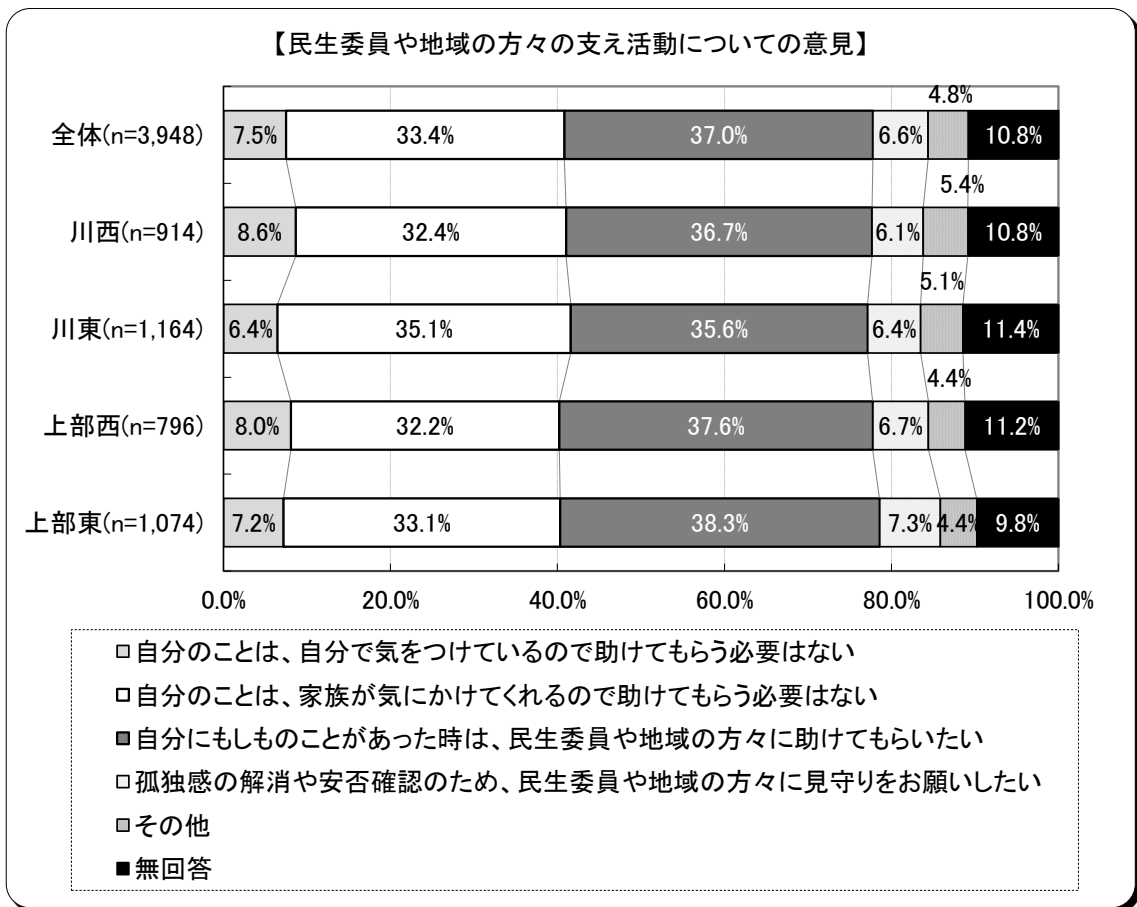
【その他の意見】

- ・ わからない
- ・ 家族がいるので問題ない
- ・ 人に迷惑をかけたくない
- ・ 民生委員がわからない
- 等

⑨ 民生委員や地域の方々への支え合い活動について意見

民生委員や地域の方々への支え合い活動について意見をたずねると、「自分にもしものことがあった時は、民生委員や地域の方々に助けてもらいたい」37.0%、「自分のことは、家族が気にかけてくれるので助けてもらう必要はない」33.4%、「自分のことは、自分で気をつけているので助けてもらう必要はない」7.5%、「孤独感の解消や安否確認のため、民生委員や地域の方々に見守りをお願いしたい」6.6%の順となっています。

圏域別にもみても同様の結果となっています。



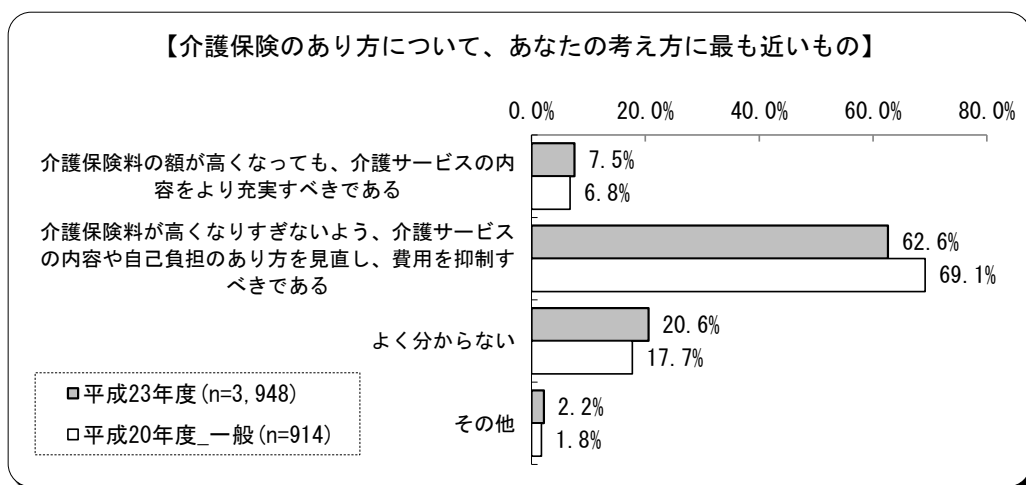
【その他の意見】

- ・ 民生委員のことをよく知らないので不安
- ・ 人に迷惑をかけたくない
- ・ 今は必要ない
- ・ 先のことはわからない
- 等

⑩ 介護保険のあり方について

介護保険のあり方について訪ねると、「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制すべきである」62.6%と答えた方が最も多く、次いで、「よく分からない」20.6%、「介護保険料の額が高くなっても、介護サービスの内容をより充実すべきである」7.5%の順となっています。

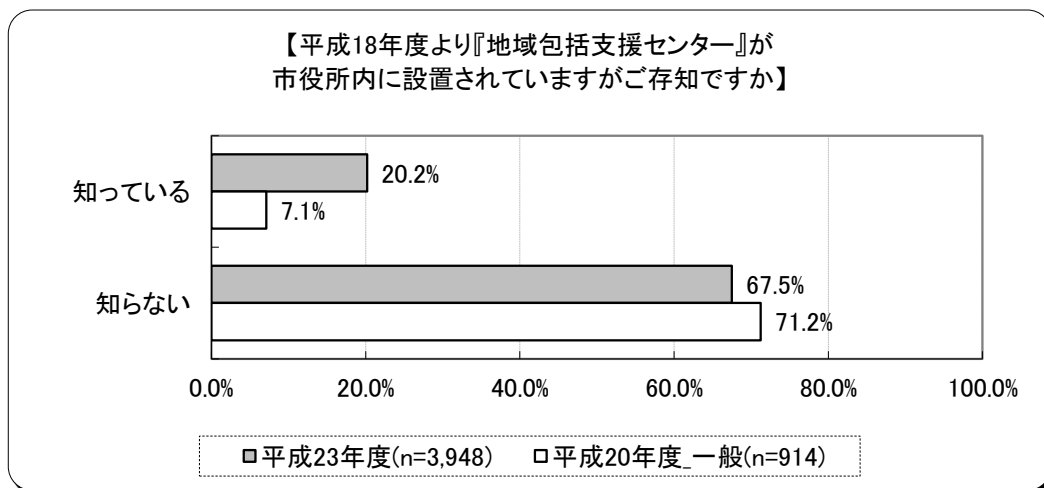
また、平成20年度に一般高齢者を対象に実施したニーズ調査の結果と比較すると、「よく分からない」「介護保険料の額が高くなっても、介護サービスの内容をより充実すべきである」と答えた方が若干多くなっています。



⑪ 地域包括支援センターの認知度について

市役所内に設置されている「地域包括支援センター」のことを知っているかたずねると、全体で「知っている」と答えた方は20.2%、「知らない」67.5%となっています。

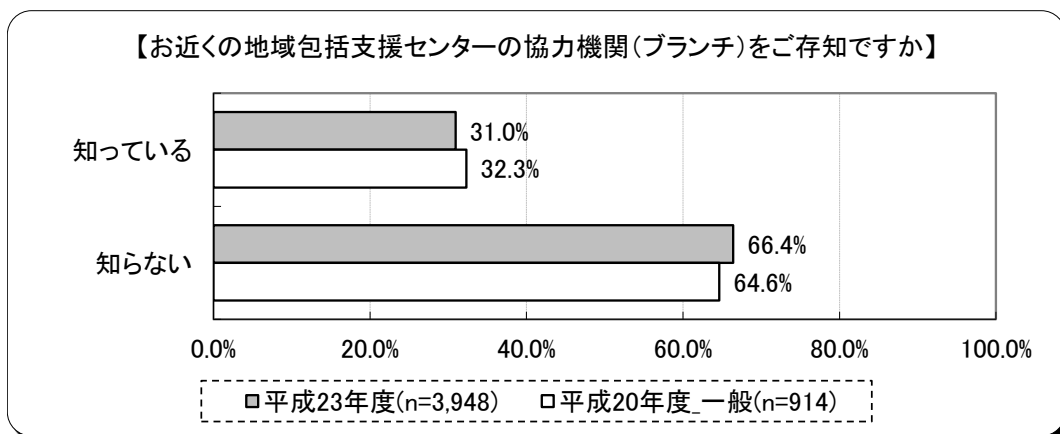
平成20年度に一般高齢者を対象に実施したニーズ調査の結果と比較すると、「知っている」と答えた方は増加していますが、まだまだ認知度は低くなっています。



◆地域における相談窓口の協力機関（ブランチ）の認知度◆

地域包括支援センターには、地域における相談の窓口として協力機関（ブランチ）が市内9か所にあります。お近くのブランチを知っているかたずねると、全体で「知っている」と答えた方は31.0%、「知らない」66.4%となっており、認知度は低くなっています。

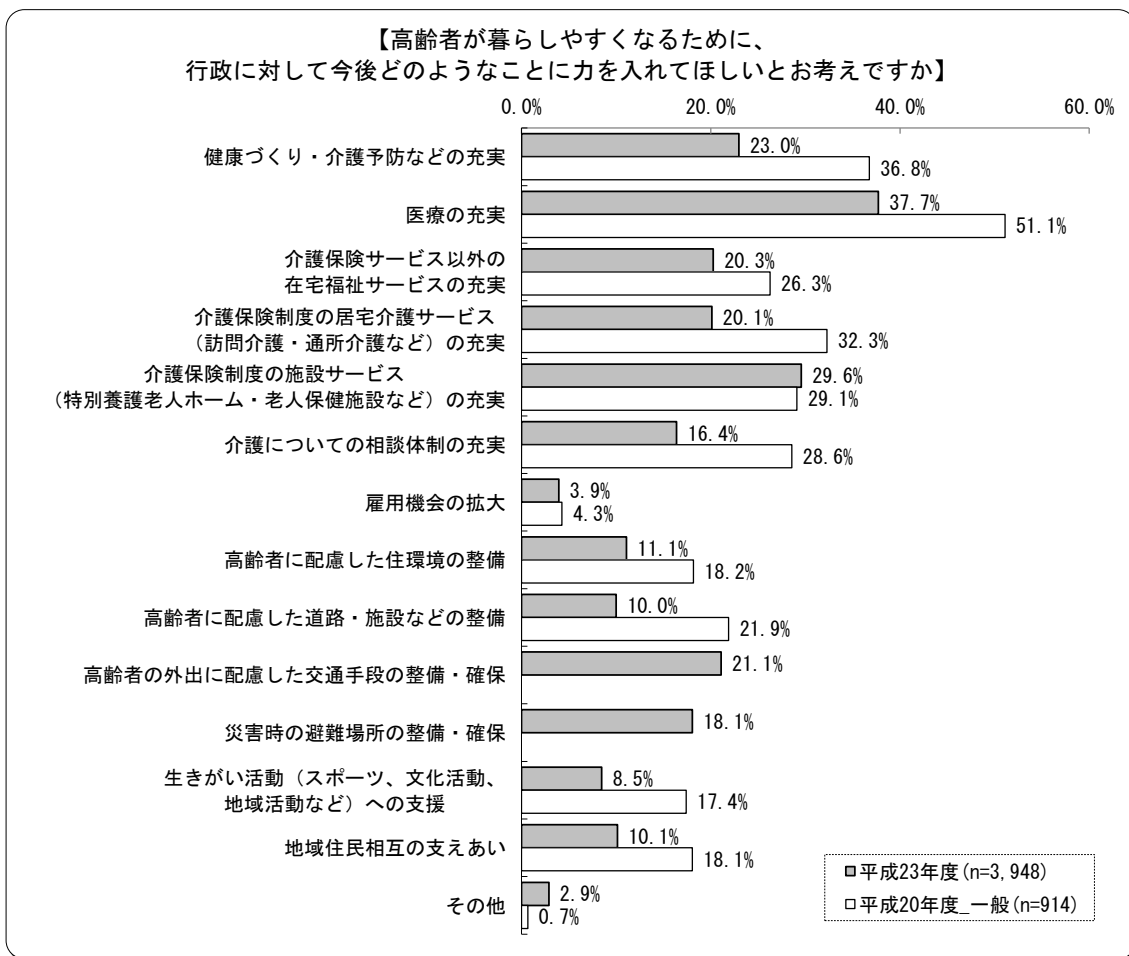
また、平成20年度に一般高齢者を対象に実施したニーズ調査の結果と比較すると、「知っている」と答えた方が若干減少しています。



⑫ 今後行政に力を入れてほしいこと

高齢者が暮らしやすくなるために、行政に対して今後どのようなことに力を入れてほしいと考えているかたずねると、「医療の充実」と答えた方が37.7%と最も多くなっています。次いで、「介護保険制度の施設サービス（特別養護老人ホーム・老人保健施設など）の充実」29.6%、「健康づくり・介護予防などの充実」23.0%と答えた方が多くなっています。

また、平成20年度に一般高齢者を対象に実施したニーズ調査の結果と比較すると、今年度は2項目（※参照）追加したこともあり、ほぼ全項目で平成20年度を下回っています。

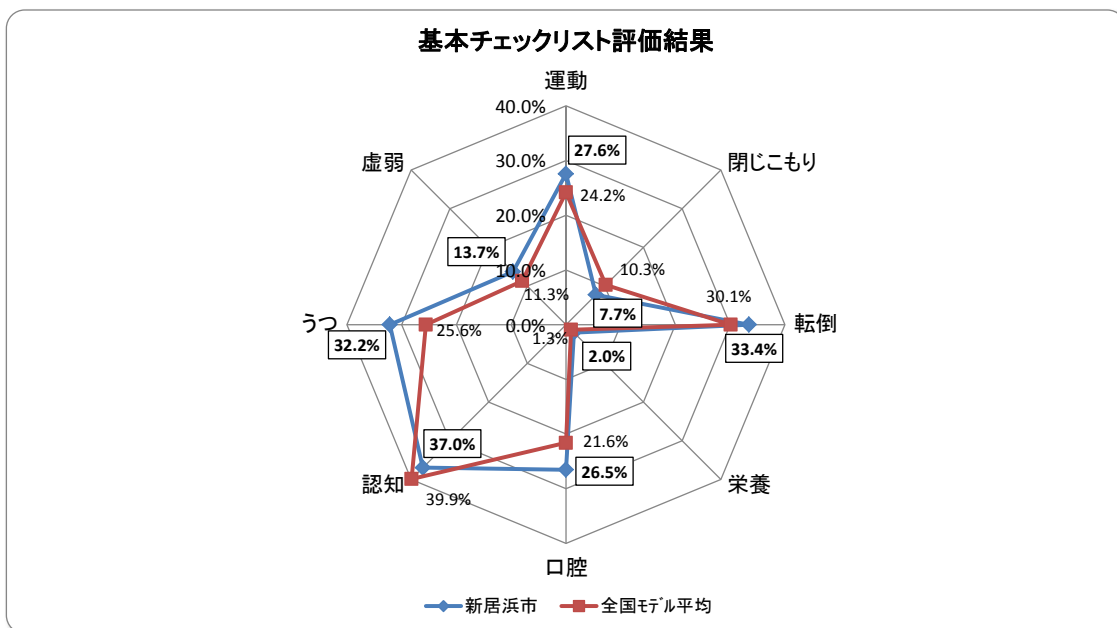


※選択肢のうち、「高齢者の外出に配慮した交通手段の整備・確保」「災害時の避難場所の整備・確保」については、平成23年度のニーズ調査のみ追加した項目となります。

生活機能評価結果について

今回実施しました日常生活圏域ニーズ調査項目には、高齢者の生活機能を評価する設問（基本チェックリスト※）が設定されていました。

本市の基本チェックリストに基づく評価結果について、全国モデル事業の結果（※）と比較を行ったところ、「運動機能の低下」「転倒リスク」「低栄養リスク」「口腔機能の低下」「うつリスク」「虚弱」の判定で国モデル事業の結果を上回る結果となりました。



※基本チェックリストとは、65歳以上の方を対象に介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、厚生労働省のガイドラインに基づいた運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入して頂く質問表です。

※全国モデル事業とは、平成22年5月14日～8月18日の間に行われた、全国57保険者(35,910人を対象、有効回答30,493人、有効回答率87.0%)が行った調査結果となります。

第3章 高齢者保健福祉事業の推進

1 地域ネットワークの構築

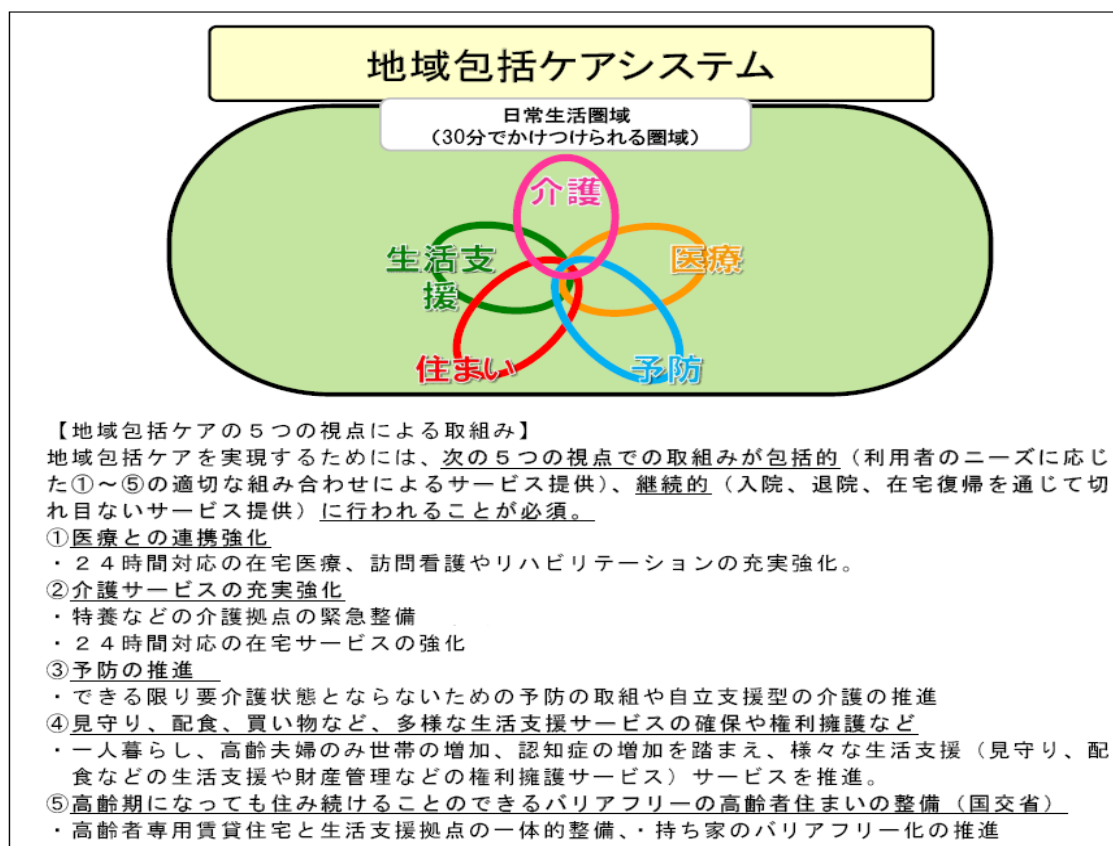
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

今後、高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなかで、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続していくためには、行政のみならず地域全体での支援が必要となります。

そのためには、自助努力を基本にしながら介護保険を中心に、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化した、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。

新居浜市では、平成18年度に設置した直営の地域包括支援センターをコーディネーターとして、地域の協力機関（ブランチ）9か所と連携を図りながら、高齢者福祉サービスや介護サービス、医療サービス等が連続性・一貫性をもって提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します

地域包括ケアのイメージ



（厚生労働省老健局介護保険計画課作成資料より）

(2) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関として設置されています。

本市では、平成18年4月から、市役所に地域包括支援センター及び地域における相談窓口として協力機関（ブランチ）を設置し、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員を配置しています。

地域包括支援センターは、次の業務を行うことになっています。

◆総合相談支援・権利擁護

多様なネットワークを活用した地域高齢者の実態把握や、虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務を行います。

◆包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーの日常的相談、困難事例への指導・助言等により、高齢者の状態変化に対応した長期的なケアマネジメントの後方支援を行います。

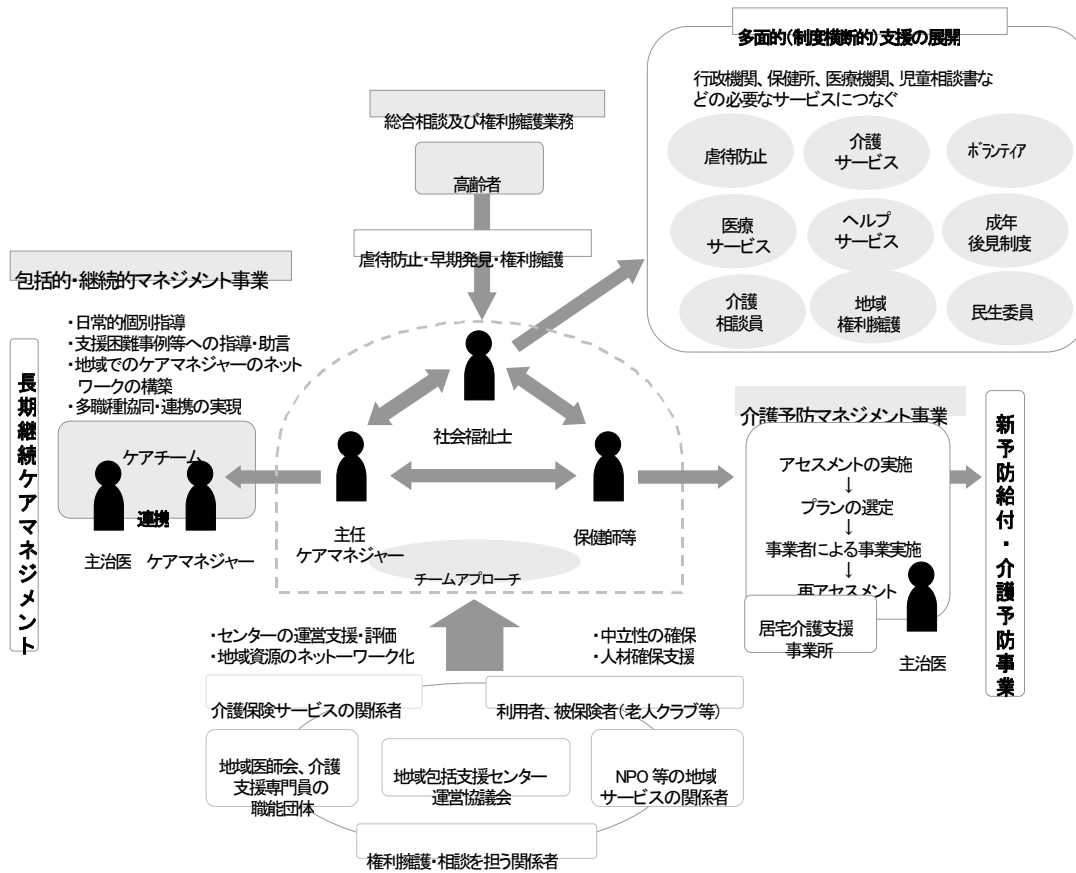
◆地域におけるネットワーク構築「地域総合支援システム」

介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な関係者との連携を図りネットワーク構築に努めます。

◆介護予防ケアマネジメント

介護保険法に基づく予防給付の対象者、要支援・要介護になるおそれの高い方に対して、アセスメントを行い、ケアプランを作成します。

【地域包括支援センターの全体像】



【評価と実績】

高齢者の増加や、地域又は家族間の関係の希薄化により、年々相談件数は増加しています。介護保険サービスをはじめとする在宅生活支援や高齢者の権利擁護、虐待対応などに対して一定の役割を果たしてきました。また、高齢者社会資源マップ及び一覧を作成した事で、相談支援業務に役立ててきました。

今後も高齢化に伴う、要介護（支援）高齢者や認知症高齢者の増加、加えて独居高齢者および高齢者のみ世帯の増加等が予想されます。地域包括支援ネットワーク構築や包括的・継続的マネジメント支援業務などを充実させた「地域包括ケアシステム」の構築が重要となってきています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
地域包括支援センターの設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域包括支援センター職員数	26 人	26 人	27 人
協力機関（ブランチ）の設置数	8 箇所	9 箇所	9 箇所

※平成21年度・平成22年度は実績値、平成23年度は見込となっています。

【今後の方向性】

日常生活圏域ニーズ調査結果では、地域包括支援センターの認知度が20.2%となっており、前回調査時から比べると13.1ポイント増加していますが、まだまだ認知度が低くなっています。

しかし、地域包括支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあることから、地域包括支援センターが市役所内に設置されているため、「地域包括支援センター」としての認知ではなく、市役所内の1部署としての認知をされているのではないかと考えられます。

高齢化の進行に伴い、要介護（支援）高齢者や認知症高齢者、及び在宅での生活が困難な高齢者が増加しており、在宅支援体制の充実と基盤整備が望まれており、フォーマルサービスのみならず、ボランティアやNPOなどのインフォーマルサービスを含めた多様な社会資源が有機的に連動して提供される、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

① 地域包括支援センターの適正な運営

地域支援センターが公正・中立性を確保し、適切な運営を行うために地域包括支援センター運営協議会を設置しています。運営協議会では、①地域包括支援センターの設置（選定・変更）、②運営・評価（定期的評価、予防マネジメント業務の再委託先の承認等）、③地域における他機関ネットワークの形成、④地域包括支援センターの職員確保等について協議を行います。

② 介護支援専門員への支援

平成20年2月に設立された介護支援専門員連絡協議会と連携し、ケアマネジャーの支援を行っています。

介護支援専門員連絡協議会では部会をつくり、それぞれの部会で専門性を高めており、また年に数回、市内の介護支援専門員全員を対象に研修会を開催し、質の向上を図っています。今後も、さらに連携を密にし、介護支援専門員の支援に取り組みます。

（3）見守り推進事業

【現状と課題】

地域の見守り推進員が民生委員・ふれあい協力員の協力を得て、市内に居住するひとり暮らし高齢者の安否確認・状況把握を行います。

【見守り推進員数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
延べ見守り件数	136,095件	134,345件	135,000件

【今後の方向性】

見守り推進員の配置を対象者10人（現行20人）に1人とし、負担軽減を図ります。一人暮らし高齢者が増加していく中で事故防止及び緊急時の対応に役立っているため、今後も事業を継続していきます。

（4）社会福祉協議会の活動状況

【現状と課題】

社会福祉協議会は、住民、ボランティア、福祉・保健団体関係者などが連携・協働し、行政とも協働しながら地域福祉を推進していくための、民間の自主的な団体で、地域が抱えているさまざまな福祉問題を、地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図っていくことを目的として、昭和43年に社会福祉法人としての認可を受けました。

社会福祉協議会では、地域福祉、在宅福祉の推進のため、各種サービス事業やボランティア活動を実施しています。

地域福祉、社会福祉の推進のために貢献し、一定の役割を果たしており高く評価されています。今後は「地域福祉活動計画」に基づき、更なる地域福祉活動の推進に努める必要があります。

【今後の方向性】

社会福祉協議会が、市の地域福祉活動の代表的な機関として、多様化する地域課題や福祉ニーズに対応できるよう、協働・連携を図ります。

（5）ボランティア活動等民間の保健福祉活動の状況

【現状と課題】

ボランティアセンターに登録した個人・グループが、福祉施設等を拠点にボランティア活動を実施しています。

ボランティア活動等民間活動については、本市の高齢者保健福祉事業の推進に大きく貢献しています。

【今後の方向性】

今後とも、NPO法人、ボランティア団体等の活動の支援、育成に努めます。さらに、高齢者による高齢者のためのボランティア活動を推進することにより、多くの地域住民の地域福祉活動への参加を促進します。

(6) 災害時要援護者対策

日常生活圏域二一ス調査では、お住まい地域の「避難場所」を知っていると答えた方のうち、避難場所までご自身で避難できるかどうかたずねると、「家族等の援助があればできる」と答えた方が16.2%、「できない」が4.9%となっています。そのため、危機管理部署などと連携を図り、災害時等のときに、地域ぐるみで要援護者を守り、協力して行動できる体制づくりに取り組んでいます。具体的な取り組みとしては、「協力・援助体制の構築」「危険箇所などの確認」「防災訓練や講習会の実施」を行います。

●協力・援助体制の構築

地域内やその周囲にどんな状態の方が何人住んでいるかを住民が把握し、どのように情報を伝え、誰が援助するかをあらかじめ決めることで、災害後も含めて生活支援の方法を整えます。

●危険箇所などの確認

地域内の危険箇所や避難経路などについて、災害時に要援護者が車椅子で走行可能か、また、放置自転車など障害物の有無の確認や点検を行います。

●防災訓練や講習会の実施

要援護者自身が、災害時に適切な行動がとれるように、要援護者参加型の防災訓練などを実施します。また、要援護者以外の方に対しては要援護者の防災の重要性を認識していただくよう意識啓発を行います。

【現状と課題】

地域並びに市民の安全、身体および財産を災害から保護することを目的とする新居浜市地域防災計画を作成し、市及び関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害対策を実施する基本を定めています。現在、市内の災害時要援護者を把握し、情報伝達や非横断体制を整備するため、民生委員や地元自治会の協力の下で、各小学校区ごとに災害時要援護者の登録台帳作成に取り組んでいます。

【今後の方向性】

個人情報取り扱いに留意しながら、災害時に避難支援が必要な高齢者に関する情報の共有と避難体制を地域に構築し、いざという時に備えます。登録台帳作成後は、定期的な更新を行います。

また、公共施設、社会福祉施設などの既存施設において、高齢者が安心して避難できる方法等について検討します。

2 生活支援（在宅福祉）の充実

（1）福祉電話貸与事業

【現状と課題】

安否確認が必要なひとり暮らしの高齢者で市民税非課税世帯に属する方を対象として、不慮の事故防止や孤独感の解消を図るために福祉電話を貸与し、ひとり暮らしの高齢者の安否確認や孤独感の解消を図っています。

【設置（貸与）台数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
設置台数	43台	47台	44台

※平成21年度・平成22年度は実績値、平成23年度は見込となっています。 以下同様。

【今後の方向性】

ひとり暮らしの高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るためにも、今後も継続して事業を行います。

（2）緊急通報体制整備事業

【現状と課題】

昭和62年6月よりひとり暮らしの高齢者の重要施策として緊急通報装置の整備が図られました。

平成16年度よりレンタル方式へ切り替え、課税世帯で見守りの必要な一人暮らしの高齢者についても対象とし、月額399円の利用料を本人が負担しています。

高齢化に伴い一人暮らしの高齢者も増加しており、今後ますます重要度が増してくると思われます。

【設置台数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
設置台数	376台	386台	363台

【今後の方向性】

この制度を利用することにより、簡単に連絡をとれるという安心感をもって日常生活を送ることができるため、一人暮らし高齢者の不安解消が図られています。

また、安否が必要な高齢者の具合が悪くなった時、緊急を要する事態時にも迅速に家族等協力者に連絡がとれるため、救命率があがる事も期待できます。

今後も引き続き取り組んでいきます。

(3) 老人短期入所事業（養護老人ホーム）

【現状と課題】

介護認定で自立と判定された65歳以上の高齢者等で、日常生活に何らかの指導又は支援が必要な方が、介護をしている家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由により、高齢者を介護できない場合に短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受けます。

自立者対策としてはもとより、生活管理指導宿泊を目的として、要介護認定に関わらず、社会適応が困難な方に日常生活に対する指導・支援が行えるよう事業の充実を図る必要があります。

【利用実績】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
利用状況	4人	8人	5人

【今後の方向性】

高齢社会の進む中、本人・家族の社会的、経済的理由による生活サービスへの要請は増加することが予想されます。要介護認定に関わらず、日常生活を支援する事業の充実が市民の多くが望むものであり、今後も継続して事業を行います。

(4) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム）

【現状と課題】

介護保険サービスとして実施していますが、高齢者を介護している介護者が病気等の理由により一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスの老人短期入所に引き続き入所してサービスを受けます。

介護者の緊急事態やひとり暮らし等による在宅介護が不可能な事態に対応しており、利用状況を把握しながら、在宅介護の支援に努めます。

【評価と実績】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用状況	3人	1人	1人

【今後の方向性】

年々利用者数が減少傾向となっておりますが、緊急避難的な事業として今後も継続して事業を行います。

(5) ねたきり老人等整髪サービス事業

【現状と課題】

ねたきり又は認知症高齢者のうち、訪問理美容サービスを希望する方に理美容券を支給する事で、在宅においてねたきり又は認知症高齢者を介護している方の肉体的・経済的負担の軽減を図っています。

【支給者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
延べ対象者数	472人	433人	424人

【今後の方向性】

介護者の負担軽減及び利用者本人の衛生面が確保を目的に、今後も継続して事業を行います。

3 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症サポーターの養成

認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の実施等、支援体制の強化に努めています。

出前講座メニューとして一般市民向けに開催してきましたが、最近では、銀行や企業からの開催依頼も寄せられるようになり、平成22年度から始めた小中学生向けの認知症サポーター養成講座も、開催希望校が増えており、開催後のアンケートでは、子供たちが認知症に対する正しい知識、地域で見守っていくことの大切さを理解している様子がうかがえています。

悩みや不安を抱え込んでいる介護者も多くいることから、今以上に認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの養成や事業所、学校等との連携強化、特に小中学生に対する講座の更なる広報・啓発を続けていけるような支援体制の構築に努め、認知症になっても安心して暮らせるまち

を市民自らがつくっていくことを目指します。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度(見込)	
	開催回数	36回	開催回数	20回	開催回数	20回
一般養成講座	開催回数	36回	開催回数	20回	開催回数	20回
	サポーター数	722人	サポーター数	747人	サポーター数	500人
小中学校 養成講座	開催回数		開催回数	5回	開催回数	15回
	サポーター数		サポーター数	230人	サポーター数	750人
サポーター総数	722人		977人		1,600人	

(2) 認知症予防活動の推進

認知症予防についての関心が高まっていることから、今後地域での健康教育や介護予防教室等で認知症予防を取り組み、認知症に関する知識の啓発及び認知症予防における正しい知識の普及に努めていきます。

(3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

“認知症”という言葉自体は近年浸透しつつありますが、必ずしも正確な理解がなされていないことから、認知症は高齢に伴う「物忘れ」と判断され、重症化してから相談に訪れる事例が多くなっています。

認知症を早期に発見し、適切な対応を促すため、住民に対する正しい情報の周知、医療機関との連携、介護予防事業の充実、相談窓口の周知に取り組んでいます。

今後、高齢者の増加に伴い認知症対象者の増加が見込まれることから、認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動を推進します。

4 生活習慣病予防の推進

本市では、市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した健康づくりを総合的で効果的に推進するため、新居浜市健康増進計画『元気プラン新居浜 21』に基づいた生活習慣病予防に取り組んでいます。

また、新居浜市国民健康保険ではメタボリックシンドロームの概念を導入した、特定健診・特定保健指導に取り組んでおり、平成21年度以降特定健診の受診率向上、特定保健指導の実施率の向上に取り組んでいます。

生活習慣病及び要介護状態の予防等について、正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分が守る。」という意識の向上を目的に、健康教育及び健康相談を実施してきました。

参加者は、運動の実践や具体的な食生活改善の指導を受けることで、運動習慣が身につく、食事量を改善することができ、自身の健康増進に役立てることができています。

また、自治会や老人会、事業所等多方面から「生活習慣病予防について」の出前講座の依頼件数

も多くなってきており、市民の生活習慣病予防への関心度が高まってきています。

今後も、新居浜市健康増進計画「元気プラン新居浜21」に基づいて、肥満、高血圧、糖尿病、がん等の生活習慣病予防に効果的に取り組むために、対象者の選定、実施回数・事業内容等を見直しながら継続した取り組みを行います。

また、がん検診受診率向上と受動喫煙防止に向けた健康教育等に積極的に取り組むことで、生活習慣病有病者の減少、壮年期死亡の減少等による健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

	平成21年度		平成22年度	
	生活習慣病予防の健康教育	延開催回数(回)	209	延開催回数(回)
延参加者数(人)		5,941	延参加者数(人)	4,388
生活習慣病予防の健康相談	延開催回数(回)	455	延開催回数(回)	169
	延参加者数(人)	2,073	延参加者数(人)	2,785

	平成23年度	
	生活習慣病予防の健康教育	延開催回数(回)
延参加者数(人)		3,400
生活習慣病予防の健康相談	延開催回数(回)	120
	延参加者数(人)	2,400

※平成23年度からは、事業内容を見直したため、実施回数等が減少しています。

5 生きがいづくり・社会参加の推進

(1) 老人クラブ育成事業

【現状と課題】

老人クラブは、60歳以上の方を対象に地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めています。

近年、老人クラブ数及び会員数が減少傾向となっており、団塊の世代の高齢化に向けた会員数の拡大に努める必要があります。

【老人クラブへの加入状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
老人クラブ数	130クラブ	112クラブ	112クラブ
会員数	7,737人	6,547人	6,531人
60歳以上人口	42,536人	43,569人	44,284人
加入率	18.2%	15.0%	14.7%

※平成21年度・平成22年度は実績値、平成23年度は見込となっています。以下同様。

【今後の方向性】

今後、高齢化のピークを迎えるにあたり、引き続き老人クラブ活動を支援していく事で、老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりと健康づくりに努め、生活の質の向上を目指します。また、会員数の拡大に努めるとともに、会員以外の地域の高齢者への声掛けなど、地域内での相互に支え合う関係構築を目指します。

(2) 高齢者顕彰事業

【現状と課題】

数え年100歳以上の長寿者を対象に、市長・議長からお祝い状と記念品を贈呈しております。高齢者本人ならびにご家族に長寿のお祝いとして喜ばれており、高齢化の進展により、対象者数も年々増加傾向となっています。

【今後の方向性】

今後も長寿を祝う事業として、継続した取り組みを行います。

(3) 老人広場整備事業

【現状と課題】

老人広場に赤土等を支給し、高齢者のふれあい、健康づくりの場としての老人広場の活用を目指しています。

【今後の方向性】

軽スポーツ（クロッカー、グランドゴルフ）などの健康活動の推進が介護予防につながることを踏まえ、老人広場の活用と整備をさらに推進していきます。

(4) 老人福祉センター

【現状と課題】

地域の高齢者に対して各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための事業を展開しています。

現在、市内に3施設が整備されており、高齢者が健康で生きがいを持った生活ができるよう、老人福祉センターにおいて各種レクリエーションや講座を行っています。

【評価と実績】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
延べ利用者数	95,899人	95,339人	96,000人

【今後の方向性】

高齢者の増加の中で、施設利用者数も年々増加の傾向にあり、高齢者の集う場としてのセンターの役割は日毎に増えています。そのため、さらなる施設の充実に努めます。

(5) 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

【現状と課題】

要介護認定で自立と判定された方、および要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる別子山地区在住の65歳以上の高齢者を対象に、総合福祉センター別子山分館にて通所による生活指導、健康状態の確認、食事、入浴、趣味活動を行い、高齢者の閉じこもりや要介護状態になることを予防しています。

【利用実績】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
登録者数	22人	19人	19人
延べ利用者数	297人	266人	257人

【今後の方向性】

社会的孤立感の解消・自立生活の助長・要介護状態になることを予防するためにも、今後も継続して事業を行います。

6 生活環境の充実

(1) 養護老人ホーム

【現状と課題】

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、日常生活のサービスを受けることができる福祉施設です。現在100床（1箇所）が整備されています。

【養護老人ホーム入所退所状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
入所者数	7人	8人	30人
退所者数	10人	8人	7人
年度末措置者数	65人	66人	89人

※平成21年度・平成22年度は実績値、平成23年度は見込となっています。以下同様。

【今後の方向性】

社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう指導及び支援を行っていきます。

(2) 軽費老人ホーム（A型）

【現状と課題】

60歳以上の高齢者で、身寄りのない方及び家族の事情等により、家族との同居が困難な方が低額な料金で入所できる施設です。現在50床(1施設)が整備されています。

【今後の方向性】

居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めます。

(3) ケアハウス

【現状と課題】

居宅で生活することが困難な60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所できる施設です。食事を施設で提供するのに加え、入所者の虚弱化に対応して、在宅福祉サービスが利用できます。現在148床(4箇所)整備されています。

【今後の方向性】

居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めます。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的に制度化されていた、高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)、高齢者専用賃貸住宅(高専賃)、高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)が廃止され、国土交通省・厚生労働省の共管事業としてサービス付き高齢者向け住宅に一本化されるとともに、バリアフリーをはじめとした居住部分の基準や、介護・医療と連携したサービスの提供などの基準が厳格化されました。

新たに基準に適合する住宅を都道府県へ登録する制度として実施されることから、情報提供による制度の周知を図ります。

7 情報提供の充実

介護保険サービス、生活支援サービスなど的高齢者の健康と生活の支援に関する情報については、市政だより・ホームページ・パンフレットなどを活用して見やすく分かりやすい情報提供を行うとともに、介護福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会などで常時提供できる体制を確保していきます。

8 相談・苦情対応の充実

高齢者が安心して介護サービスを利用していくためには、いつでも気軽に相談することができる体制づくりが重要であることから、地域包括支援センターを中心とした相談体制のいっそうの充実を図っていきます。

また、介護サービスに関する苦情については、サービス提供事業者、県及び国民健康保険連合会などの関係機関と連携を図り、迅速・丁寧に対応していきます。

第4章 介護保険事業の推進

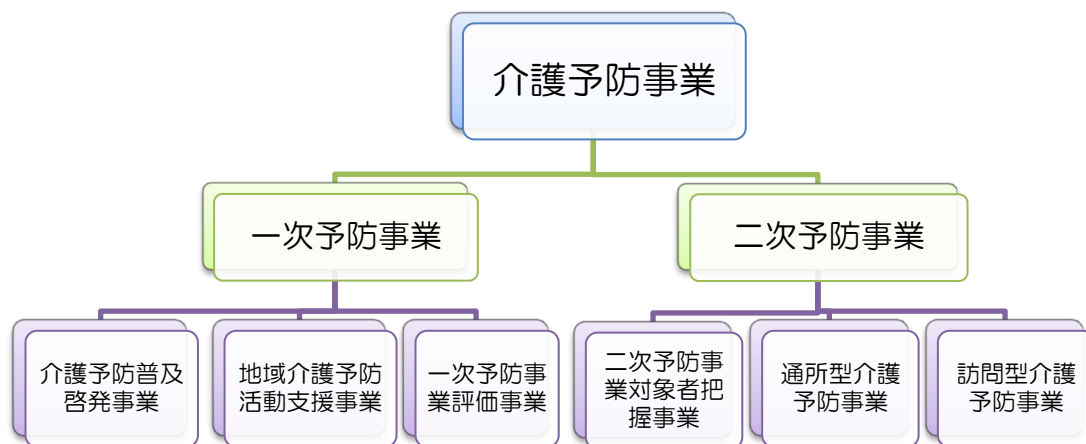
1 地域支援事業

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業の(1)介護予防事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の取り組みを推進します。

介護予防事業

要支援・要介護状態になることの予防、要支援・要介護状態の軽減・悪化防止を目的とした介護予防の講座や講演会、専門職による訪問指導・相談などを行います。

介護予防事業には、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とする二次予防事業と、二次予防事業対象者を除く、すべての高齢者を対象とする一次予防事業があります。



① 一次予防事業

ア) 介護予防普及啓発事業

【現状と課題】

地域包括支援センターの協力機関である8ヶ所のランチに委託して行っている介護予防教室に加え、新規に平成22年度から3ヶ所の高齢者福祉センターへ出向いて健康介護相談を年間4回ずつ開催したり、介護予防に関する意識啓発を目的とした各種パンフレットの作成及び広報誌による周知等に取り組んでいます。

そして、市中心部での講演会に代わり、高齢者のより身近な地域での教室開催や相談対応を行った結果、高齢者一人一人に応じたきめ細かな支援が行えました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
教室開催回数	16回	28回	52回
介護予防事業延べ参加者数	353人	569人	980人

【今後の方向性】

今後も、多くの高齢者に介護予防の必要性を周知していくとともに、生活機能の維持・向上を図るための知識の提供に努めていきます。また、広く高齢者の介護予防に関する意識の向上を図るため、様々な機会をとらえて普及啓発に努めていきます。

イ) 地域介護予防活動支援事業

【現状と課題】

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための講座を開催しています。また、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援として、サロン等へ希望する介護予防の講師を派遣し、自主的な介護予防活動を支援しています。

サロンへの講師派遣事業においては、実施回数及び参加者数ともに年々増加しています。

参加者から、多くの良い評価が得られているため、継続的な事業参加につながっていると思われま。ボランティア養成講座においては、実施回数及び参加者の拡大を検討する必要があると思われま。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
サロンへの 講師派遣	10回 参加者数 273人	16回 参加者数 510人	22回 参加者数 700人
ボランティア 養成講座	3回 参加者数 80人	3回 参加者数 102人	3回 参加者数 100人
合 計	13回 参加者数 353人	19回 参加者数 612人	25回 参加者数 800人

【今後の方向性】

介護予防に資する活動の育成・支援を推進するため、介護予防ボランティア養成講座等において介護予防に関する知識を高め、介護予防の活動が実践できるような人材育成に取り組みま。

ウ) 一次予防事業評価事業

【現状と課題】

事業参加者の感想及び関係機関からの意見等を参考に、事業内容を見直し高齢者のニーズにあった、効果的な事業展開について検討を行っています。

【今後の方向性】

一次予防事業と二次予防事業の連携を密に、効果的な事業実施ができるよう事業評価を行っていきます。

② 二次予防事業

ア) 二次予防事業対象者把握事業

【現状と課題】

65歳以上で介護認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを実施し、二次予防事業の対象者把握を行い介護予防事業につなげています。

二次予防対象者の把握については、広報誌による周知や国保課が実施しているミニ健康まつり、高齢者福祉センターでの健康相談に出向くなど、積極的な把握に努め、平成23年度は、74歳の方、全員に基本チェックリストを送付しました。

平成21年度までは、基本チェックリストと合わせて医師が行う生活機能検査を行う必要があった為、二次予防対象者の発見率は極めて低くなっておりましたが、平成22年度の地域支援事業実施要綱の改正を受け、医師の診察等を含む生活機能検査が任意実施となりました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
二次予防事業対象者	101人	119人	130人

【今後の方向性】

本計画期間については、郵送方式による基本チェックリストの実施を行うとともに、ミニ健康まつりや高齢者福祉センターでの健康相談、高齢者が集う様々な機会を通じて二次予防事業対象者の把握に努めるとともに、地域からの情報や、要介護認定の非該当者や医療機関、民生委員など様々な機関からの情報収集に努め、効果的な介護予防事業の取り組みに努めます。

イ) 通所型介護予防事業

【現状と課題】

生活機能が低下している高齢者を対象に、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目的とした3ヶ月程度の通所型介護予防事業を実施しています。

介護予防事業の周知に努め、勧奨を行ってきましたが、介護予防というイメージが悪いのか、なかなか参加者の増加に結びついていないのが現状です。

また、既存の通所系介護事業所に委託して実施していますが、委託できる事業所が少なく、栄養改善、口腔機能向上のプログラム等を実施できる事業所も限られています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
事業参加者数	51人	46人	70人

【今後の方向性】

参加者が参加しやすいように、短時間でプログラムが提供できる事業所やスポーツジムでの運動プログラム等、引き続き選択肢を増やす工夫を行いながら、参加者が満足できるメニューを増やし、事業名を工夫するなど興味を持って頂けるような事業実施に努めます。

また、平成24年度から新たに導入される「介護予防・日常生活支援総合事業」についても、導入に向けた検討を行います。

ウ) 訪問型介護予防事業

【現状と課題】

生活機能が低下している高齢者や、通所型介護予防事業に参加しづらい「うつ」や「閉じこもり傾向」にある高齢者を看護師が訪問し、病院受診や生活全般の相談、支援に取り組んでいます。対象者のほとんどが、地域包括支援センターの相談業務のなかで発見した方となっており、訪問件数は少なくなっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
事業参加者数	3人	4人	3人

【今後の方向性】

通所型介護予防事業と同様、訪問型介護予防事業の周知に努め、今後も「うつ」や「閉じこもり」傾向にある高齢者の生活の質の向上に努めていきます。

工) 二次予防事業評価事業

【現状と課題】

介護保険事業計画書に定める目標値の達成をめざし、事業評価を行い、その結果に応じて改善に取り組んでいます。通所型及び訪問型介護予防事業への参加者が少なく、二次予防事業対象者の把握方法や魅力ある事業展開について検討を行う必要があります。

【今後の方向性】

対象者の把握方法を含め、引き続き検討を行うとともに、事業参加者の健康感の変化や生活の質の向上を分析する事で、効果的な事業展開に努めます。

包括的支援事業

今後、高齢化のピークを迎えるにあたり、健康寿命の延伸、QOLの向上が重要となり、地域・行政・社会福祉協議会など、関係機関が連携しながら生活習慣病予防、介護予防、生きがいづくり等に取り組む必要があります。

健康な高齢者にとって地域活動の果たす役割は大きく、近隣、民生委員、老人クラブなど、市全体が介護予防の視点に立った、見守り、交流の場づくりなどの自主的活動による介護予防を推進していく体制が望まれます。こうした地域活動と行政、関係機関が密接に連携し、地域全体で支援する体制づくりに取り組みます。

① 総合相談権利擁護事業

【現状と課題】

地域包括支援センターに寄せられる相談を受けるだけでなく、包括支援センター及び相談協力機関（ブランチ）職員が各校区のケアネットワーク会議に参加し、民生委員・見守り推進員・支部社協役員等、高齢者を見守る地域関係者との関係作りに取り組んでいます。

包括支援センターに寄せられる相談は、年々増加の一途をたどっており、高齢者やその家族が抱えている様々な問題に対して、適切なサービスや機関・制度の利用に結びつけるよう取り組んでいます。家庭内で抱える問題が多角化・多重化しており、支援困難なケースが増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
包括相談受付件数	330人	590人	870人
継続支援ケース	159件	196件	270件

【今後の方向性】

地域包括支援センターに寄せられる相談のほとんどが、高齢者だけの問題に終わらず、親族を含めた家庭の問題になっていることから、今まで以上に保健・福祉・医療・地域等と協力した対応ができる体制づくりに努めます。

② 包括的継続的ケアマネジメント事業

【現状と課題】

地域の関係機関と連携し、高齢者を切れ間なく支援する体制づくりに取り組んでいます。

介護支援専門員連絡協議会と連携をはかり、介護支援専門員の質の向上を図るための研修会の開催、小学校校区単位の地域ケアネットワークを開催し、校区の民生委員および見守り推進員等の地域関係者と地域での高齢者の見守り体制について調整を行いました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
ケアマネジメント指導研修開催数	4回	4回	4回
参加者延べ人数	378人	409人	400人

【今後の方向性】

今後も引き続き、介護支援専門員の質の向上、地域での見守り体制の構築に努め、高齢者を切れ間なく支援していける地域づくりに取り組みます。

③ 高齢者虐待に対する取り組み

【現状と課題】

高齢者への虐待は、早期発見・早期予防を図ることが重要であり、本市では外部機関の行う研修会に積極的に参加し、虐待対応マニュアルを作成しています。

虐待の疑われるケースについては、綿密な事例検討を加え、対応についての共通認識をもった上で、処遇することとしています。

また、緊急を要する場合には、関係機関との情報共有、連携のもと適切な措置を講ずることでも高齢者の心身の安全の確保に努めています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
通報対応	22	37	38
虐待対応定例会	12	12	12

【今後の方向性】

高齢者への虐待は、高齢者の尊厳を冒すだけでなく、心身に重大な悪影響を及ぼす場合も少なくなく、近年深刻な問題となっています。

高齢者虐待が発生する背景には家庭内における様々な要因が存在し、容易に解決することが困難となっています。高齢者虐待の早期発見・早期予防を図るとともに、養護者の支援を行いその負担を軽減する事で高齢者虐待の防止に努めます。

また、具体的な事例に対しては、適切な措置を講ずることで高齢者の心身の安全の確保し、成年後見制度等の他施策の活用で、高齢者の権利擁護に努めます。

任意事業

任意事業では、以下の取り組みを行っています。

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他事業

① 介護給付等費用適正化事業

【現状と課題】

事業所への実地指導時等においてケアプランやサービス提供内容をチェックすることで、過度のサービス利用が抑制されるとともに適正な介護サービスが提供されました。

また、介護給付費に関する実績データの分析を行い、不適切と思われるケースを抽出し、点検を行い誤りについて過誤処理を行うとともに、今後の事務処理の適正な執行が確立されました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
事業所への指導回数	28	45	40

【今後の方向性】

平成19年度に制定した新居浜市介護保険サービス事業者等への設置要綱及び監査要綱に基づく実地指導や集団指導を徹底します。

また、適正な介護給付サービスが提供されるよう、以下の介護給付費等の適正化事業を実施します。

1) 要介護認定の適正化

●認定調査の適正化

要介護認定申請の内、新規申請及び区分変更申請については、市職員が認定調査を実施します。更新申請や遠隔地等により、やむなく他業者へ委託を行った場合、その調査については、すべて市職員がチェックを行います。

●介護認定審査会の適正化

一次判定変更率を検証し、変更率に明らかな差異がないかチェックを行います。

また、1年に1度の合同研修会等必要に応じた研修を実施し、より適切な要介護認定が行えるようにします。

2) ケアマネジメントの適正化

●ケアプランのチェック

ケアプランのチェックは、自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、対象者を抽出して実施します。

●住宅改修の点検

住宅改修の事前申請及び工事完了後に、数件抽出し実地調査を行います。

●研修の実施

ケアプランが自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、ケアマネジャーの連絡会やサービス事業者の連絡会において、研修を実施します。

3) 個別指導・監査による運営基準や介護報酬チェック

●地域密着型サービスに係る指導

地域密着型サービス事業者については、事業所への立ち入り指導のほか年度毎に提出される事業所状況報告書により、サービスの質の確保・向上が図られるように指導します。また、事業運営に関する確認も同時に行い適正な介護サービスが提供されているか確認します。

●苦情等の適切な把握及び分析

市または国保連合会に寄せられた苦情・相談情報の適切な把握及び分析を行い、県とも連携を図りながら、事業者指導を実施します。

4) 「介護給付費適正化システム」等の活用

国保連から提供される給付実績データや医療情報との突合データ等について、点検と分析を行い、不適切と思われるサービスについて事業所に確認することで、給付の適正化を図ります。

5) 介護給付費通知の発送

介護保険サービス利用者に、介護給付費の額等の実績を通知することにより、寄せられた架空請求や過誤請求等の情報に基づき、指導を実施します。

② 家族介護支援事業

ア) 家族介護教室事業

【現状と課題】

在宅で高齢者を介護している家族等を対象に、介護方法や実習を通じた支援を行っています。在宅で高齢者を介護する家族に対して、適切な介護知識や技術の指導が行えましたが、一般高齢者を対象とする介護予防教室や総合病院等が行う教室と重複する部分も見られ、検討の結果平成23年度より介護予防教室と統合して実施する事となりました。

	平成21年度	平成22年度
介護力向上講習会開催回数	47回	40回
講習会延べ参加者数	940人	738人

【今後の方向性】

ランチに業務委託し、各小学校単位で教室を開催してきましたが、第4期計画期間中の事業評価の結果、平成23年度以降は介護予防教室と統合して取り組む事となりました。

イ) ねたきり老人等衛生品支給事業

【現状と課題】

ねたきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族に対して、肉体的・経済的負担の軽減を図るため、7月・11月・3月に紙おむつ等を支給しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
支給者数	592人	584人	587人

【今後の方向性】

介護者の肉体的・経済的負担の緩和及び利用者本人の衛生面が確保されるため、今後も継続して事業を行います。

③ その他事業

ア) 配食サービス事業（食の自立支援）

【現状と課題】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な方を対象に、1 日 1 食、週 5 回を上限として、訪問により食事を提供し、同時に安否確認を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込）
延べ配食数	32,721	32,990	30,648
延べ訪問調査件数	508	481	477

【今後の方向性】

今後も利用者の実態把握を的確に行い、真に配食サービスが必要な方へ継続して事業を行います。

イ) 住宅改修支援事業

【現状と課題】

居宅介護支援の提供を受けていない（居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない）要介護認定者等に対して、住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者に対し、1 件につき 2,000 円の支援費を支給しています。

居宅介護支援の提供を受けていない対象者と施工業者との間に介護支援専門員が入ることによって、円滑なサービス提供ができています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込）
申請件数	23 件	26 件	20
支援費額	46,000 円	52,000 円	50,000

【今後の方向性】

円滑なサービス受給が可能となっており、今後も継続して事業を行います。

ウ) 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に成年後見開始

の審判申立を行うとともに、費用の助成が必要な方に対しては助成を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
市長申立件数	5件	2件	4件（9月末現在）

【今後の方向性】

本制度を利用するにあたり、市長による成年後見開始の審判申立の必要性が高まることが見込まれるため、その要請に応じていきます。

工) 介護相談員派遣事業

【現状と課題】

特別養護老人ホーム等に介護相談員を派遣し、利用者の要望、不満等を事業所に伝え、サービス向上の一助としています。

介護相談員の派遣先も特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームと拡大し、特に新設のグループホーム等からは、職員に対する良い刺激となっていると評価されています。

しかし、派遣を希望する施設が増加しているなか、介護相談員の新規の希望者が少なく、増員がむずかしくなっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
相談活動回数	530回	515回	500回
相談改善率	75%	78%	75%

【今後の方向性】

介護相談員が現場に出向き、利用者から意見を聞いたり、現場の雰囲気、職員の対応をみることは、施設にとってよい刺激となり、介護サービスの質の向上が期待できます。

今後も継続した取り組みを行います。

オ) ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業

【現状と課題】

6か月以上、在宅でねたきり又は認知症状態にある65歳以上の高齢者を介護している方に慰労金を支給しており、介護者への経済的負担の軽減を図っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
延べ対象者数	120人	109人	85人

【今後の方向性】

ねたきり高齢者等を抱える介護者の労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上に役立っていることから、今後も継続した取り組みを行います。

カ) 笑いによる健康増進事業

【現状と課題】

笑いの効用に注目することにより、市内4箇所の寄席や連続して落語等を聴いてもらう教室を2校区で行い、その健康効果を、市民へ「笑いサミット」において広く報告し、あわせて介護予防の講演会を実施しました。

事業も定着し、市民の認知度も高まっており参加者も増加しています。また、参加者は、健康増進の効果も確認されていますが、全市的な介護予防普及啓発に至っていないのが現状です。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
笑いサミット参加者数	651人	800人	800人
介護予防寄席延べ参加者数	522人	493人	500人
笑いの介護予防教室参加者数	755人	872人	800人

【今後の方向性】

今後全市的な普及に努め、笑いの効果の検証を行いながら事業を継続していきます。

2 居宅サービス量の見込みについて

訪問介護／介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護						
給付費(千円/年)	1,018,537	1,039,017	1,036,633	1,069,227	1,083,431	1,055,887
回数(年)	356,829	371,693	375,142	380,459	385,547	376,870
人数(年)	20,861	21,876	22,200	22,442	22,889	22,734
介護予防訪問介護						
給付費(千円/年)	151,222	129,793	120,700	127,936	133,534	139,133
人数(年)	8,094	7,106	6,854	7,208	7,551	7,895

※平成23年度は、実績見込（平成23年4月～9月実績の2乗）となります。以下同様。

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護						
給付費(千円/年)	27,197	24,612	24,334	26,865	27,313	25,624
回数(年)	2,428	2,184	2,154	2,380	2,419	2,270
人数(年)	579	514	468	499	507	477
介護予防訪問入浴介護						
給付費(千円/年)	8	0	0	0	0	0
回数(年)	1	0	0	0	0	0
人数(年)	1	0	0	0	0	0

訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護						
給付費(千円/年)	89,188	92,054	99,517	105,790	107,369	103,316
回数(年)	13,902	14,550	15,572	16,782	17,015	16,377
人数(年)	2,297	2,578	2,854	2,952	2,999	2,888
介護予防訪問看護						
給付費(千円/年)	1,924	2,897	3,773	3,645	3,741	3,838
回数(年)	299	532	638	578	592	606
人数(年)	70	116	132	124	129	133

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション						
給付費(千円/年)	14,853	15,538	10,436	16,190	16,337	15,597
日数(年)	5,159	5,514	3,706	5,728	5,777	5,514
人数(年)	597	628	442	618	624	598
介護予防訪問リハビリテーション						
給付費(千円/年)	386	269	269	341	345	350
日数(年)	138	96	96	122	123	125
人数(年)	19	13	12	12	12	12

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導						
給付費(千円/年)	19,178	23,121	26,155	27,391	28,036	27,342
人数(年)	3,060	3,576	3,850	3,864	3,947	3,847
介護予防居宅療養管理指導						
給付費(千円/年)	487	883	598	782	791	801
人数(年)	85	180	118	158	160	162

通所介護／介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護						
給付費(千円/年)	1,773,826	1,953,329	2,082,994	2,119,235	2,146,245	2,091,455
回数(年)	213,181	234,776	251,866	255,467	259,221	254,362
人数(年)	19,940	21,784	23,116	23,148	23,544	23,247
介護予防通所介護						
給付費(千円/年)	172,400	168,439	165,805	170,370	175,435	180,499
人数(年)	5,178	4,861	4,692	4,840	5,036	5,233

通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション						
給付費(千円/年)	679,341	757,781	766,975	805,704	813,078	787,300
回数(年)	74,689	83,369	84,104	88,148	89,093	86,891
人数(年)	7,658	8,282	8,508	8,655	8,766	8,595
介護予防通所リハビリテーション						
給付費(千円/年)	51,772	46,787	44,047	46,563	46,791	47,020
人数(年)	1,349	1,165	1,068	1,116	1,128	1,141

短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所（ショートステイ）し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護						
給付費(千円/年)	393,182	422,730	448,462	459,803	478,755	491,749
日数(年)	44,222	47,297	50,406	51,347	53,410	54,842
人数(年)	4,904	5,285	5,748	6,003	6,245	6,423
介護予防短期入所生活介護						
給付費(千円/年)	1,235	660	853	926	956	986
日数(年)	182	110	134	136	141	145
人数(年)	41	22	42	38	40	41

短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護						
給付費(千円/年)	40,764	39,068	38,322	36,586	37,135	35,463
日数(年)	4,235	3,990	4,010	3,802	3,859	3,694
人数(年)	521	497	502	489	498	480
介護予防短期入所療養介護						
給付費(千円/年)	117	75	0	0	0	0
日数(年)	16	10	0	0	0	0
人数(年)	3	3	0	0	0	0

特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

平成24年度に新たに65床の整備を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護						
給付費(千円/年)	37,514	52,674	60,661	124,171	185,067	187,967
人数(年)	221	290	324	648	960	960
介護予防特定施設入居者生活介護						
給付費(千円/年)	1,925	2,208	3,568	5,486	5,486	5,486
人数(年)	15	27	44	72	72	72

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与						
給付費(千円/年)	258,516	279,114	299,460	291,675	294,550	282,335
人数(年)	20,604	22,666	24,288	24,504	24,803	24,135
介護予防福祉用具貸与						
給付費(千円/年)	14,287	14,799	15,415	15,925	16,464	17,004
人数(年)	2,315	2,649	3,054	3,214	3,331	3,449

特定福祉用具購入／介護予防特定福祉用具購入

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具販売						
給付費(千円/年)	13,563	13,939	12,736	13,845	14,082	13,817
人数(年)	491	549	531	564	576	572
特定介護予防福祉用具販売						
給付費(千円/年)	3,677	2,195	2,628	2,444	2,544	2,644
人数(年)	166	121	132	138	144	149

住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修(介護)						
給付費(千円/年)	36,023	40,769	45,427	39,681	40,699	40,715
人数(年)	457	485	526	517	529	529
住宅改修(予防)						
給付費(千円/年)	18,359	15,924	16,189	14,967	15,569	16,171
人数(年)	209	184	190	188	196	203

居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援						
給付費(千円/年)	516,505	549,753	564,557	569,073	578,404	569,300
人数(年)	39,668	42,096	43,992	44,465	45,275	44,822
介護予防支援						
給付費(千円/年)	55,956	51,769	50,695	52,932	55,228	57,523
人数(年)	13,299	12,255	11,942	12,519	13,062	13,605

3 施設サービス量の見込みについて

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援を行います。

入所待機者が依然として多くいることから、平成24年度に30床の増床、平成26年度に新たに80床の新設を行う事で入所待機者の解消に努めます。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設						
給付費(千円/年)	1,551,622	1,529,423	1,560,940	1,634,869	1,636,850	1,875,684
人数(年)	6,129	6,078	6,092	6,456	6,456	7,416

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援を行います。平成24年度に20床の増床を行います。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設						
給付費(千円/年)	1,077,021	1,090,680	1,091,270	1,138,442	1,140,533	1,141,353
人数(年)	4,176	4,188	4,212	4,488	4,488	4,488

介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

介護療養型医療施設の廃止期限が猶予されたことから、本計画期間における利用者数は現状程度で推移する見込みとなっています。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設						
給付費(千円/年)	282,305	256,046	221,371	212,506	211,100	212,977
人数(年)	888	821	710	732	732	732

4 地域密着型サービス量の見込みについて

平成 18 年度の制度改正により、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、地域密着型サービスが創設され、本市におきましては、高齢者福祉計画 2009（介護保険事業計画）の計画期間内に積極的な地域密着型サービスの整備に取り組みました。

平成 24 年度の制度改正では、新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」が創設され、高齢化のピークを迎えるとされる 2025 年に向け「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む事となります。

また一方で、日常生活圏域ニーズ調査結果では、介護保険料のあり方について、「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制すべきである」62.6%となっているように、サービス基盤の整備に伴う介護給付費の増加を可能な限り抑制していく事も、持続可能な介護保険制度としていくためには重要となります。

本市におきましては、介護給付費の増加を可能な限り抑制できるよう、積極的な介護予防事業、介護給付適正化事業等に取り組みながら、各圏域の実情に応じた計画的なサービス基盤整備に取り組む事とし、本計画期間につきましては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を行います。

地域密着型サービス施設

日常生活圏域	川西圏域	川東圏域	上部西圏域	上部東圏域	合計
夜間対応型訪問介護				1 施設	1 施設
認知症対応型通所介護	2 施設	1 施設		1 施設	4 施設
地域密着型介護老人福祉施設	1 施設 (29 床)	3 施設 (87 床)	1 施設 (29 床)	1 施設 (29 床)	6 施設 (174 床)
小規模多機能型居宅介護	2 施設	2 施設	1 施設	3 施設	8 施設
認知症対応型共同生活介護	8 施設 (134 床)	8 施設 (134 床)	7 施設 (120 床)	5 施設 (90 床)	28 施設 (470 床)

※平成 23 年度中に開設予定も含む

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

平成24年度から新たに創設されるサービスとなり、本計画期間中に4施設(各圏域に1施設)の整備を計画します。サービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
給付費(千円/年)				23,155	54,029	69,466
人数(年)				240	560	720

(2) 夜間対応型訪問介護

主に要介護3以上の方について、夜間、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居室において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

本市には、現在1施設設置されており、本計画期間における新たな整備計画はありません。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
夜間対応型訪問介護						
給付費(千円/年)	3,837	3,546	3,804	3,698	3,737	3,616
人数(年)	339	369	382	374	377	364

(3) 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者の通所介護で、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本市には、現在4施設設置されており、本計画期間における新たな整備計画はありません。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護						
給付費(千円/年)	108,748	98,414	96,173	95,607	96,914	93,453
回数(年)	9,927	8,791	8,674	8,516	8,632	8,352
人数(年)	1,005	856	872	889	903	879
介護予防認知症対応型通所介護						
給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
回数(年)	0	0	0	0	0	0
人数(年)	0	0	0	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

本市には、現在8施設設置されており、本計画期間における新たな整備計画はありません。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円/年)	155,321	182,709	200,874	282,900	370,707	458,513
回数(年)	16,849	20,589	24,936			
人数(年)	791	915	1,016	1,473	1,938	2,403
介護予防小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0
回数(年)	0	0	0			
人数(年)	0	0	0	0	0	0

(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本市には、現在28施設(470床)設置されており、本計画期間における新たな整備計画として、平成26年度に2施設(4ユニット、36床)の整備を計画します。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円/年)	770,410	897,005	1,072,969	1,319,824	1,320,945	1,423,536
人数(年)	3,242	3,775	4,520	5,640	5,640	6,072
介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円/年)	1,003	2,742	0	0	0	0
人数(年)	5	14	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をします。

本計画期間におけるサービス見込み、及び新たな整備計画はありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、その施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

本市には、現在6施設(174床)設置されており、本計画期間における新たな整備計画として、平成26年度に1施設(29床)の整備を計画します。

本計画期間におけるサービス見込み量は以下の通りとなります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
給付費(千円/年)	37,717	104,384	255,902	526,190	527,727	613,052
人数(年)	145	389	982	2,088	2,088	2,436

(8) 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービスとなります。

本計画期間におけるサービス見込み、及び新たな整備計画はありませんが、先進自治体、モデル自治体等の情報収集に努めます。

5 介護給付適正化について

「介護給付の適正化」とは、介護保険給付を必要とする者を適正に認定し、要介護者等の自立支援のため真に必要とするサービスを、事業者が基準（ルール）に従って適切に提供できるよう促すことです。

介護給付の適正化を図ることにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

本市では、以下の事業を推進します。

要介護認定の適正化

① 認定調査の適正化

要介護認定申請の内、新規及び区分変更申請については、市職員が認定調査を実施します。更新申請及び遠隔地等により、やむなく他事業者へ委託を行った場合、その調査については、すべて市職員がチェックを行います。

② 介護認定審査会の適正化

各協議体の一次判定変更率を検証し、変更率に明らかな差異がないかチェックを行います。また、必要に応じて平準化研修を実施し、模擬審査会等を行うことにより、より適切な要介護認定が行えるようにします。

ケアマネジメントの適正化

① ケアプランのチェック

ケアプランのチェックは、自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、対象者を抽出して実施します。

② 住宅改修の点検

住宅改修で、給付額が高額となるものについて対象者を抽出し、住宅改修の事前申請及び工事完了後に、実地調査を行います。

③ 研修の実施

ケアプランが自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、ケアマネジャーの連絡会やサービス事業者の連絡会において、研修を実施します。

個別指導・監査による運営基準や介護報酬チェック

① 地域密着型サービスに係る指導

地域密着型サービス事業者については、認知症ケアの基本を踏まえたサービスの提供がなされているか等、サービスの質の確保・向上が図られるように指導します。また、事業運営に関する確認も同時に行い適正な介護給付がなされているか確認します。

② 苦情等の適切な把握及び分析

市または国保連合会に寄せられた苦情・相談情報の適切な把握及び分析を行い、県とも連携を図りながら、事業者指導を実施します。

「介護給付適正化システム」等の活用

① 居宅介護支援費の請求に係る適正化

「居宅介護支援費請求におけるサービス実施状況一覧表」をもとに、点検を行い、サービス実績がないにもかかわらず居宅介護支援費の請求があるものについて事業所に確認を行い給付の適正化を図ります。

② 医療情報との突合による適正化

「医療情報との突合」を行い、不適正な請求と思われる事業所に確認し、給付の適正化を図ります。

介護給付費通知の発送

介護保険サービス利用者へ、介護給付費の額等の実績を通知することにより、寄せられた架空請求や過請求等の情報に基づき、県と合同または市自ら指導を実施します。

6 介護保険サービス事業量と保険料の設定について

第5期総給付費の見込み

① 介護給付費の見込み

今後掲載予定

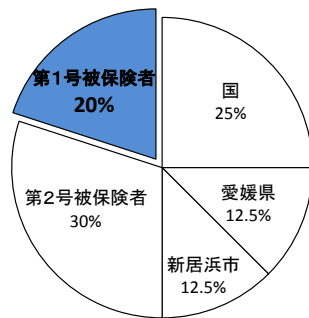
② 予防給付費の見込み

今後掲載予定

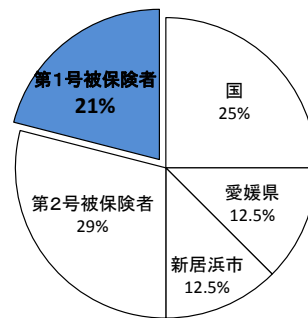
介護保険の財源構成

保険料基準額を算定するにあたり、第1号被保険者の総給付費に対する負担率が、第5期は21%に改正（第4期は20%）されることとなりました。

第4期における介護保険の財源



第5期における介護保険の財源



第5章 参考資料

今後掲載予定

新居浜市高齢者福祉計画 2012
(介護保険事業計画)

発行年月 平成24年3月

発行 新居浜市役所

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

編集 新居浜市 福祉部 介護保険課
